



(参考資料)

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ 別冊 施策概要集

7 6

海業振興支援事業

【令和7年度予算概算決定額 275（－）百万円】
（令和6年度補正予算額 200百万円）

<対策のポイント>

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**モデル地区における実証や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり**、**漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

<事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

<事業の内容>

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

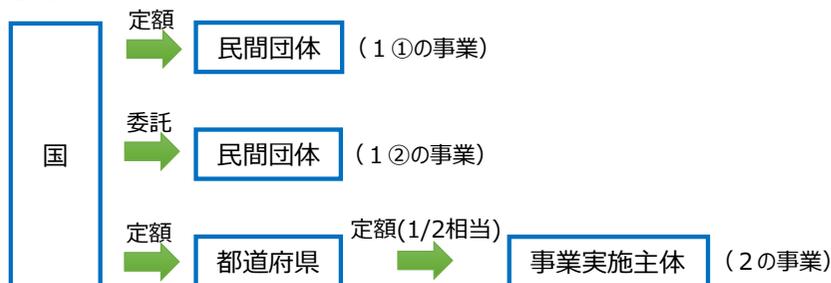
② 海業立ち上げ体制構築事業

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、**漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結び付けるためのマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり等を実施**します。

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、**漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 水産庁計画・海業政策課 (03-3506-7897)1

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

第2世代交付金の概要

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業（内閣府地方創生推進室）

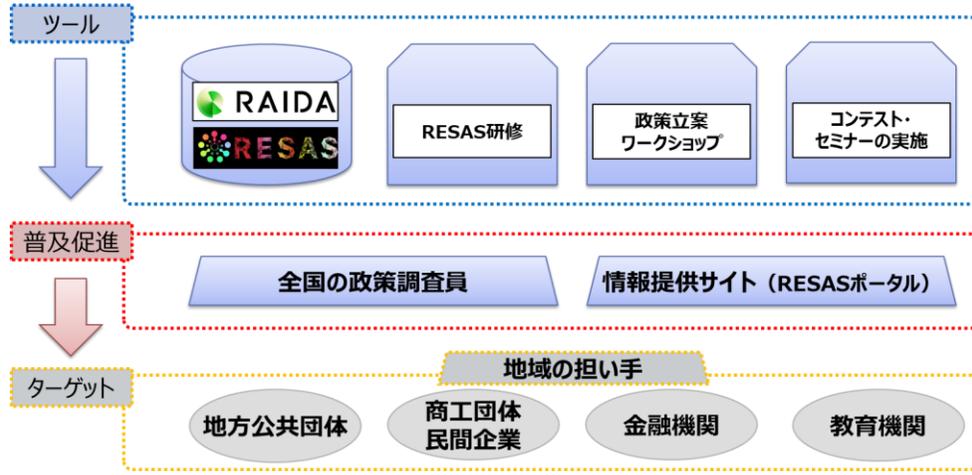
7年度概算決定額 1.07億円
（6年度予算額 1.1億円）

事業概要・目的

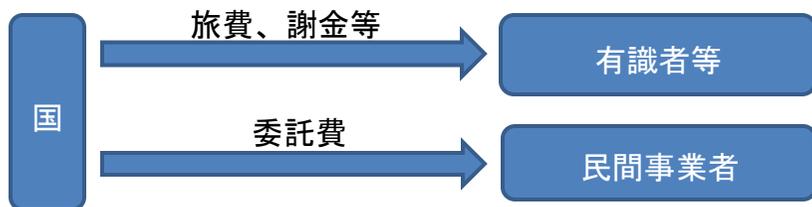
- 地方創生の実現に向けては、地域経済に関するデータを活用した政策立案事例の発信等を通じ、戦略策定機運の醸成を図るとともに、エビデンスに基づいた政策の企画立案（EBPM）や施策の改善の取組が重要です。
- 本事業では、地域の担い手に対して、地域経済に関する様々なオープンデータを地図やグラフ等で分かりやすく表示する地域経済分析システム（RESAS：リーサス）の普及・活用を促進することで、地方版総合戦略の策定や地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援します。
- 具体的には、①全国の地方支分部局等に政策調査員を配置してデータ利活用やデジタル活用を促すための支援活動、②政策立案ワークショップや研修、セミナー等に向けた有識者の紹介・派遣、③データ利活用を促進するイベントの開催やデジタル人材を育成する教育コンテンツの提供、④大阪・関西万博の会場での展示を行います。
- これにより、地方公共団体の地域ビジョンの策定においてデータの活用を促し、社会課題の解決を効果的・効率的に推進します。

事業イメージ・具体例

- データ利活用の拡大に向け、全国の政策調査員を中心としたオーダーメイド型の研修やワークショップ等を実施し、先進事例を創出するほか、発掘した先進事例については一般化の上、資料やDBとして、他の地域へ横展開を行います。



資金の流れ



期待される効果

- データ利活用における先進事例の創出や横展開の取組により、地域のEBPMや施策の改善の取組を促し、地方創生を効果的・効率的に推進します。

(1) 案件名等

地方創生推進に関する知的基盤の整備
(RESASポータル運用・保守事業)

投資的整備・運用等経費

令和7年度概算決定額：0.21億円 (令和6年度当初予算額 0.15億円)

(2) 要求内容

【要求内容、要求の背景、目的等】

- ① 地域経済分析システム (RESAS) では、地方版総合戦略の策定による地方創生の推進やデジタル田園都市国家構想の実現を情報面から支援するため、地域経済に関する様々なオープンデータを地図やグラフ等で分かりやすく表示する機能を提供している。
- ② 本事業では、地域のデジタルリテラシーを向上させるため、地域の特色を活かし効果的に地域課題の解決を促す為のモデルケース等を案内する機能の提供、情報提供サイトの運営を行うプラットフォーム (RESASポータル) の運用・保守を行い、RESASの一層の普及・活用を図る。また、デジタル庁が提供するガバメントクラウドへのシステム移行のための移行計画等を整備し、2026年度 (令和8年度) に移行を行う。

【必要性、緊急性、効果】

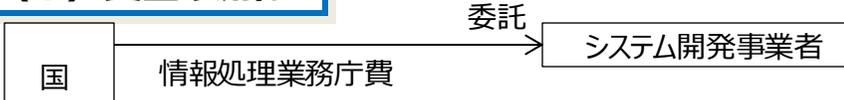
- 情報提供サイトの運営を行うプラットフォームの活用により地域におけるデジタルリテラシーを向上させ、地域でデジタルを活用できる人材の育成・確保を目指す。これにより、地方創生の担い手によるデータに基づいた政策立案や経営判断を促進する。
- RESASポータルのガバメントクラウドへのシステム移行に伴い、セキュアな環境でのシステム提供を行うとともに、移行後の運用等経費の削減を図る。

(4) 費用対効果

データ分析従事者の負担軽減効果【33,201千円】(投資額に対して324.9%の効果)

デジ田構想への対応による時間短縮効果【13,294千円】(投資額に対して134.3%の効果)

(5) 資金の流れ



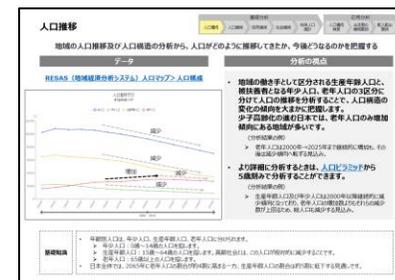
(3) 事業イメージ、具体例

- RESASポータルでは、以下の外部連携機能の提供や情報提供サイトの運営を行う。
- 2026年度 (令和8年度) にガバメントクラウドへの移行を行うため、現行システムのアプリケーション環境調査やシステム構成検討等による移行計画の整備を行う。

RESAS Portal



地域課題分析ナビゲーション



アイデアコンテスト



RESAS for Teachers



歴史まちづくりに関する主な支援措置

令和7年度予算額
社会資本整備総合交付金
4,874億円の内数

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象

令和7年度予算額
58百万円

令和7年度予算額

ICT等を活用した観光地のインバウンド受入
環境整備の高度化
1,866百万円の内数

重点区域

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)

- コアとなる国指定文化財等
- ▲ 歴史的風致形成建造物

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

水産業競争力強化緊急事業

【令和6年度補正予算額 22,197百万円】

<対策のポイント>

意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう、「広域浜プラン」等に基づくリース方式による漁船導入や漁業収益力強化等に資する水産業共同利用施設等の整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の整備等を支援することにより、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するとともに、浜の活性化を主導すべき漁協の経営・事業改善の取組を促進します。

<事業目標>

1 経営体当たりの生産額の向上（10%以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業** 7,000百万円
中核的漁業者へのリース方式による漁船等の導入を支援します。
- 2. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業** 2,000百万円
生産性の向上や省力・省コスト化、養殖業への転換等に必要な機器等の導入を支援します。また、遊漁船の安全性向上に資する機器等の導入を支援します。
- 3. 水産業競争力強化緊急施設整備事業** 4,500百万円
競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等を支援します。
- 4. 広域浜プラン緊急対策事業** 1,000百万円
漁協の経営・事業改善の取組等を促進するための意欲ある漁業者の収益力向上・コスト削減等の実証的取組を支援するとともに、安定的な操業に必要なクログロの混獲回避活動を支援します。
- 5. 水産業競争力強化金融支援事業** 197百万円
漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、無利子・無担保・無保証人等での融資が可能となるよう支援します。
- 6. 水産業競争力強化漁港機能増進事業** 500百万円
漁港の機能を増進し、競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等の整備を支援します。
- 7. 漁業構造改革総合対策事業** 7,000百万円
長期的不漁や燃油削減に対応するための多目的漁船の導入等新たな操業・生産体制への転換、マーケットイン型養殖業等の実証的取組を支援します。

広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）

広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的漁業者の育成、漁船漁業の構造改革を推進し、あわせて漁協の経営・事業改善の取組を促進

< 広域浜プランに基づき以下を実施 >

- 中核的漁業者を認定し、漁船等の導入促進
- 生産性の向上、省力・省コスト化等に資する漁業用機器等の導入促進
- 漁業収益力強化等に資する水産業共同利用施設等の整備を推進
- 収益力向上・コスト削減等の実証的取組への支援を通じた漁協の経営・事業改善の取組の促進及び安定的な操業に必要なクログロの混獲回避活動への支援

水産業の体質強化を図り持続可能な操業体制への転換を推進

< 導入例 >



漁船



機器等 (省エネ型エンジン)

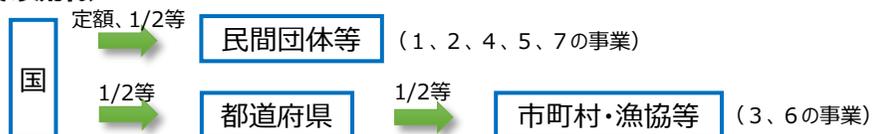


水産加工処理施設

<実証的取組例>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁研究指導課 (03-3502-8482) 7

<対策のポイント>

漁港のストック効果の最大化・海業の推進を図るため、漁港の就労環境改善、漁港ストックの利用適正化、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化等に資する整備を支援します。また、新たに漁港の利用促進のため、**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**を支援します。

<事業目標>

- 事業実施地区において、労働環境の改善及び生産性の向上が確保された漁港の割合（100% [令和8年度まで]）
- 事業実施地区において、安定的な漁業生産体制が確保された漁港の割合（事業完了5年後：100% [令和8年度まで]）
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 省力化・軽労化・就労環境改善事業

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

2. 漁港ストックの利用適正化事業

- ① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定
- ② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地 等
- ③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設 等
- ④ 漁港の利用促進に向けた**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**

3. 安全対策向上・強靱化事業

防波堤嵩上げ、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去 等

4. 資源管理・流通高度化事業

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等

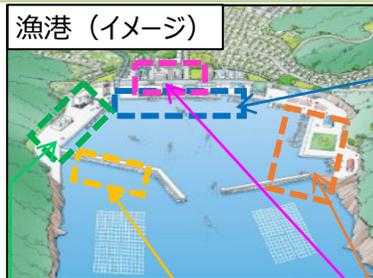
5. 漁港インフラのグリーン化事業

漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設等

6. 漁業の操業形態の転換・養殖転換事業

係船柱、防舷材、魚類移送施設、増養殖場 等

<事業イメージ>



【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

- 浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化
- 屋根施設の整備による陸揚げ作業環境の改善

【安全対策向上・強靱化施設】

- 防波堤嵩上げ

【操業形態の転換・養殖転換に対応した施設】

- 魚類移送施設
- 養殖場に係る環境整備

【漁港ストックの利用適正化施設】

- 用地の区画整理、整地

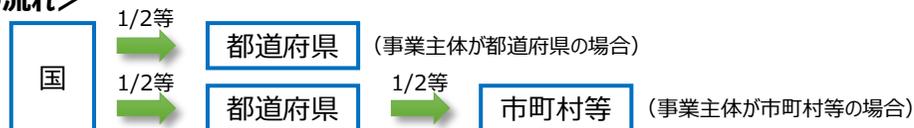
【資源管理・流通高度化施設】

- ICT活用施設
- 密漁等監視施設
- サーバー
- カメラ

【漁港インフラのグリーン化施設】

- 再生可能エネルギー利用施設による漁港施設のCO2排出削減

<事業の流れ>



官民連携基盤整備推進調査費の制度概要

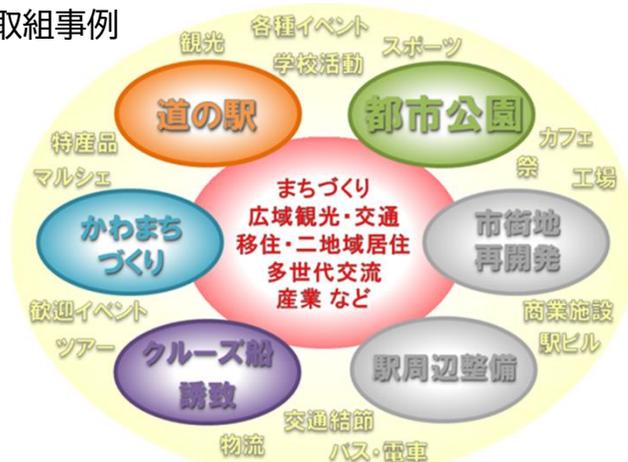
- 各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう民間の設備投資等と一体的に基盤整備を実施することが重要である。
- 官民が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、地方公共団体が行う事業化検討に対して調査費補助を行う。

事業概要

- 対象事業：国土交通省所管の社会資本整備事業（道路、港湾、河川、公園、市街地整備等）
- 補助対象：都道府県、特別区及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）
- 補助率：1/2以内
- 募集・配分スケジュール（参考：令和6年度）

区分	募集期間	配分時期
第1回	1月24日～2月7日	4月24日
第2回	4月17日～5月31日	7月31日
第3回	6月3日～7月19日	9月11日

- 取組事例



支援内容・事業フロー

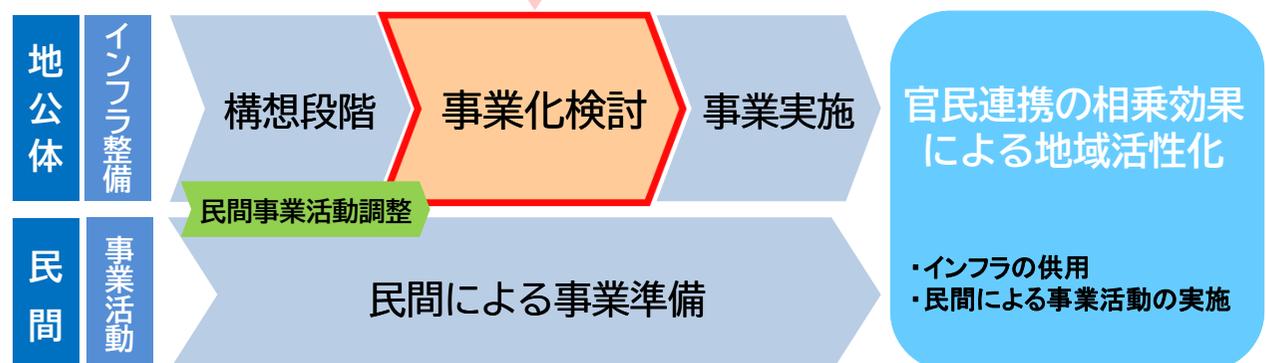
民間の事業活動計画と一体となって推進する事業のうち、地方公共団体が整備するインフラの概略(基本)設計や基礎データ収集、整備効果検討などを支援

○支援内容：インフラ整備の事業化検討に必要な調査

- ①概略設計：基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概算事業費算出 等
- ②基礎データ収集：概略設計に必要な地形、地質、交通量等の調査 等
- ③整備効果検討：インフラ整備による効果、便益、経済効果の検討 等

※PPP/PFI導入可能性検討(PPP/PFI手法の選定、官民の役割分担、VFMの算定 等)についても関連する調査として上記調査に併せて実施可能

○事業フロー



漁港施設等活用事業制度の概要

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

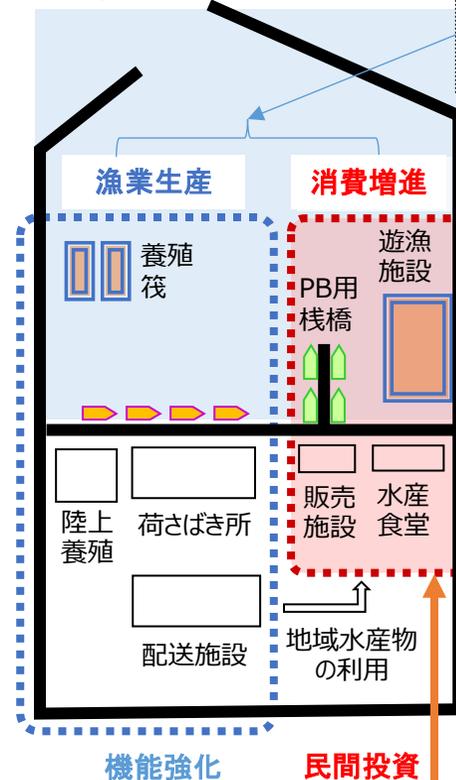
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

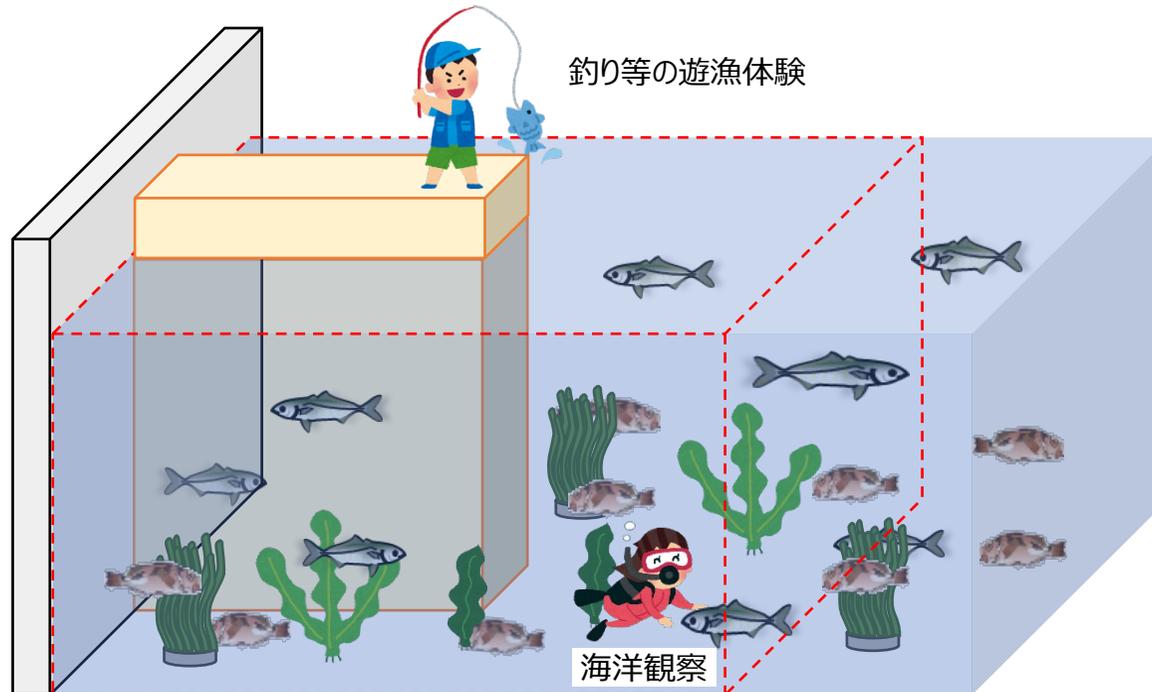
漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能
(事業期間内で更新可)
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能

- ① 一定の水域の水面固有の資源※を利用
(※水面固有の資源：魚類、海藻類等の水産動植物、及びこれらを含めた海洋環境そのもの)
- ② 水面を占有して事業※に必要な施設を設置し、運営
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。)



水産基盤整備事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 73,091 (72,976) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 32,000百万円)

<対策のポイント>

国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、輸出拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、**拠点漁港等における流通機能強化と養殖拠点の整備を推進**します。併せて、持続可能な漁業生産を確保するため、**魚種変化・分布拡大等の環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、CO2排出抑制・固定化に資する漁港・漁場の整備、漁港施設の強靱化・長寿命化対策**を推進します。さらに、漁村の活性化や漁港の利用促進のため、**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備や生活・就労環境改善対策**等を推進します。

<事業目標>

- 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を増加（70% [令和8年度まで]）
- 流通・防災の拠点となる漁港等のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を増加（60% [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

- ① 水産物の流通機能強化に向け、**漁船大型化への対応や拠点漁港等を中心とした機能再編・集約及び衛生管理対策**を推進します。
- ② 養殖生産拠点の形成に向け、**消波堤整備等による養殖適地の創出や効率的な出荷体制の構築**等に対応した一体的な施設整備を推進します。

2. 持続可能な漁業生産を確保するための漁場生産力の強化対策、漁港施設の強靱化・長寿命化対策

- ① 水産資源の回復を図るため、資源管理と連携しつつ、**海洋環境の変化に対応し、CO2固定化にも資する漁場整備や藻場・干潟の保全・創造**等を推進します。
- ② 大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、**漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化による強靱化対策**を推進します。
- ③ 将来にわたり漁港機能を持続的に発揮するため、維持管理の効率化やライフサイクルコストの縮減に資する**漁港施設の長寿命化対策**を推進します。

3. 漁村の活性化と漁港利用促進のための環境整備

- ① 地域の漁業実態に即した、浮体式係船岸等の整備による**漁港の就労環境改善対策**や新たに漁港の利用促進に向けた**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**を推進します。
- ② 漁村における漁業集落排水施設等の**生活環境改善対策**等を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施
 (国費率2/3等)

<事業イメージ>

水産業の成長産業化に向けた拠点整備



漁船の大型化
 に対応した岸壁の整備



流通機能強化、衛生管理
 に対応した荷さばき所の整備



大規模養殖の展開を可能
 にする静穏水域の創出

持続可能な漁業生産の確保対策



防波堤の高上げによる
 越波対策



老朽化した岸壁の
 長寿命化対策



ブルーカーボン
 にも資する
 藻場の整備

漁村活性化と漁港利用促進



陸揚げの軽労化に資する
 浮体式係船岸の整備

【お問い合わせ先】水産庁計画・海業政策課 (03-3502-8491)

水産業競争力強化緊急事業

【令和6年度補正予算額 22,197百万円】

<対策のポイント>

意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう、「広域浜プラン」等に基づくリース方式による漁船導入や漁業収益力強化等に資する水産業共同利用施設等の整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の整備等を支援することにより、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するとともに、浜の活性化を主導すべき漁協の経営・事業改善の取組を促進します。

<事業目標>

1 経営体当たりの生産額の向上（10%以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 7,000百万円
中核的漁業者へのリース方式による漁船等の導入を支援します。
2. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 2,000百万円
生産性の向上や省力・省コスト化、養殖業への転換等に必要な機器等の導入を支援します。また、遊漁船の安全性向上に資する機器等の導入を支援します。
3. 水産業競争力強化緊急施設整備事業 4,500百万円
競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等を支援します。
4. 広域浜プラン緊急対策事業 1,000百万円
漁協の経営・事業改善の取組等を促進するための意欲ある漁業者の収益力向上・コスト削減等の実証的取組を支援するとともに、安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動を支援します。
5. 水産業競争力強化金融支援事業 197百万円
漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、無利子・無担保・無保証人等での融資が可能となるよう支援します。
6. 水産業競争力強化漁港機能増進事業 500百万円
漁港の機能を増進し、競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等の整備を支援します。
7. 漁業構造改革総合対策事業 7,000百万円
長期的不漁や燃油削減に対応するための多目的漁船の導入等新たな操業・生産体制への転換、マーケットイン型養殖業等の実証的取組を支援します。

<事業イメージ>

広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）

広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的漁業者の育成、漁船漁業の構造改革を推進し、あわせて漁協の経営・事業改善の取組を促進

< 広域浜プランに基づき以下を実施 >

- 中核的漁業者を認定し、漁船等の導入促進
- 生産性の向上、省力・省コスト化等に資する漁業用機器等の導入促進
- 漁業収益力強化等に資する水産業共同利用施設等の整備を推進
- 収益力向上・コスト削減等の実証的取組への支援を通じた漁協の経営・事業改善の取組の促進及び安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動への支援

水産業の体質強化を図り持続可能な操業体制への転換を推進

< 導入例 >



漁船

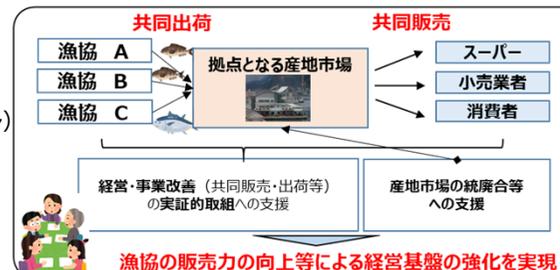


機器等 (省エネ型エンジン)



水産加工処理施設

<実証的取組例>



漁協の販売力の向上等による経営基盤の強化を実現

<事業の流れ>



ローカル10,000プロジェクト等

- 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域密着型（地域資源の活用）
- ・ 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ・ 地域金融機関等による融資等
- ・ 新規性（新規事業）
- ・ モデル性

対象経費は、
 ・ 施設整備費
 ・ 機械装置費
 ・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）

- ・ 「デジタル技術」 国費3/4
- ・ 「ローカル脱炭素」国費3/4
- ・ 「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等
 （原則、無担保融資）

・ 公費による交付額以上

自己
 資金等

事例

※ 上限2,500万円。

融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市 織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト



長野県佐久市

循環型醸造事業
 ~Ferment Base~



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業



鹿児島県長島町

ふりと茶どころ 鹿児島活性化事業



ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、**官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。**

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、**地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等**を支援します。
- ② **中間支援組織**により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の**官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等**を支援します。
- ③ 施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る**経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

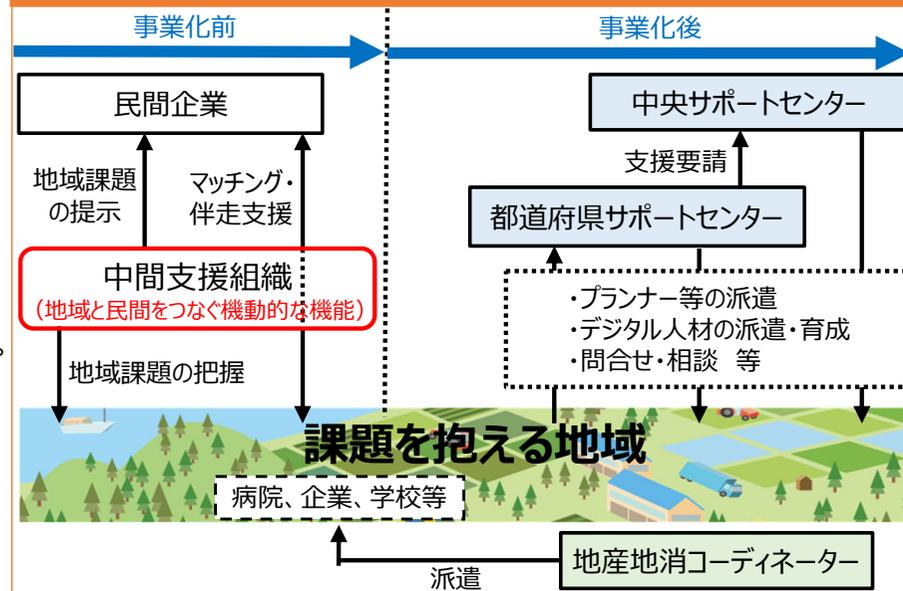


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



（1、2、3の事業）農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業）農村計画課（03-6744-2141）

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

令和7年度当初予算額 **50億円**（令和6年度予算額 50億円）

事業概要・目的

- 平成28年4月に制定された有人国境離島法に基づく施策を推進するため、平成29年度より、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための**交付金制度**を運用。



事業イメージ・具体例

①運賃低廉化

- 離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路についてはJR運賃並、航空路については新幹線運賃並への引き下げ

交付率 5.5/10

②物資の費用負担の軽減

- 農水産物(生鮮品)全般の移出に係る輸送コストを低廉化
- 原材料等(飼料、氷、箱など)の移入に係る輸送コストを低廉化

交付率 6/10

③雇用機会の拡充

- 民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、人件費等運転資金を支援(最長5年間)

交付率 5/10

④滞在型観光の促進

- 「もう一泊」してもらうための旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減

交付率 5.5/10

- 離島の民間事業者と本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーの企画・開発、募集に係る経費を支援 交付率 5.5/10

資金の流れ



主な成果

- 特定有人国境離島地域において、
- ・人口減が抑制（社会減が法施行前の水準と比較して改善）
 - ・新規雇用者数が増加（令和5年度末までに2,304人の雇用を創出）
 - ・観光客等交流人口はコロナ禍を経て、各地域の観光関連指標が回復基調

中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算額 3,400億円

中小企業庁

- (1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室
- (2) (3) イノベーションチーム
- (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。
- (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (5) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資等や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援する。
- (6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援
制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』 企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方又は生産性向上を図る観光産業事業者の方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

(1)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)

(2)中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方
※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地などをいいます。

(3)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)のうち、地域再生法第5条第4項第7号に定める商店街活性化促進事業計画に基づき、空き店舗を利用して事業を実施する方

(4)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

(5)輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

観光産業等生産性向上資金

卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかにおいて観光に関する事業を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【中小企業事業】

7億2,000万円

【国民生活事業】

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■資金使途

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得(改造、更新を含む)
- ・セルフ・サービス店の取得
- ・ショッピングセンターへの入居
- ・集配センターの取得(中小企業事業のみ)
- ・販売促進、人材確保

- ・新分野への進出((2)及び(3)の対象の方のみ)
- ・キャッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金((4)の対象の方のみ)
- ・流通業務の効率化、合理化又は共同化を図るために必要とする設備資金及び運転資金((5)の対象の方のみ)

観光産業等生産性向上資金

生産性向上に向けた取組を実施するために必要となる設備資金及び運転資金

■貸付利率

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

○(1)の対象の方Ⅰ. 経営の合理化等に係る資金関連

経営の合理化、共同化やセルフ・サービス店の取得等に当たって必要となる、設備資金および長期運転資金については、基準利率が適用されます(中小企業事業/国民生活事業)。

Ⅱ. 特利対象設備導入関連

Ⅰ. のうち特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①(国民生活事業の一部設備は特別利率②)が適用されます(中小企業事業/国民生活事業)。

Ⅲ. 空き店舗出店関連

Ⅱ. のうち、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金について特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

Ⅳ. 認定商店街活性化事業計画関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

○(2)の対象の方

Ⅰ. 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地

【中小企業事業】

特別利率②

【国民生活事業】

特別利率③

Ⅱ. 改正前の中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地など

【中小企業事業】

特別利率①

【国民生活事業】

特別利率②

○(3)の対象の方

【中小企業事業】

特別利率②

○(4)の対象の方

【中小企業事業/国民生活事業】

特別利率①

○(5)の対象の方

【中小企業事業/国民生活事業】

基準利率。ただし、特利対象設備を導入する場合、必要な資金について特別利率①(特利対象設備を導入する場合であって、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項に規定する総合効率化計画の認定を受けた流通業務総合効率化事業に係るものは、特別利率③)が適用されます。

観光産業等生産性向上資金

○対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

特別利率①

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類等については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話：098-941-1785

中小企業実態調査委託費

令和7年度予算案額 21億円（22億円）

- (1) (2) 中小企業庁事業環境部企画課調査室
- (3) 経済産業政策局地域経済産業政策課
- (4) 中小企業庁事業環境部課企画課
- (5) 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進室
- (6) 中小企業庁経営支援部経営支援課
- (7) 福島復興推進グループ総合調整室

事業目的・概要

事業目的

本事業は、中小企業を取り巻く環境や財務・経営情報に関する調査を実施することにより、多種多様な中小企業の実態や課題を的確に把握し、中小企業政策の適切な企画立案及び実施、評価を行うためのものである。加えて本事業は、国や地方自治体による効果的かつ効率的な地域活性化政策等の立案を可能とすることを目的としており、地域の課題に応じた活性化対策についての調査・研究等や、賃上げや投資、輸出等の外需獲得に積極的で、地域経済を飛躍的に押し上げる「100億企業」や地域の社会課題解決の担い手となる「ゼブラ企業」の創出加速に向けた調査を行う。さらに、経営課題の解決に資する人材の確保・活用等に対する経営者の意識改革やノウハウ向上等に向けた調査を行う。また、原子力被災地域における事業・なりわい再建、新産業の創出、移住・定住や交流人口の拡大等に資する効果的な経済対策を実施するための調査を行う。

事業概要

- (1) 中小企業実態基本調査：中小企業の売上高、財務情報、従業員数、経営情報等を継続的に調査・集計し、中小企業の実態の基礎的なデータを提供する。
- (2) 中小企業実態・対策調査：中小企業白書・小規模企業白書を作成するほか、事業環境の変化が中小企業に与えている影響等に関する調査を行う。
- (3) 地域経済産業活性化対策調査・分析等：地域活性化に資する政策テーマを選定の上で、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめるほか、地域経済産業活性化に向けて、法令等に基づき実施する調査・分析等事務を行う。
- (4) 「100億企業」創出加速に向けた調査・分析：「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会」報告書（令和6年6月28日）を踏まえ、中小機構など、関係機関とも連携し、成長志向の中小企業経営者を増やすための施策や、そうした経営者が成長機会を見いだせる、質の高い経営者ネットワークのあり方等について調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。
- (5) ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析：「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」（令和6年3月1日）を踏まえ、令和6年度「地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業」において開発するインパクト評価ツールの普及を図るとともに、地域中間支援者が主体となり、ゼブラ企業に対する経営資源の循環を作り出すエコシステム定着のあり方について調査・分析を実施する。
- (6) 地域中小企業人材確保支援等調査・分析：自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のための取組や、中小企業等に対し副業・兼業への理解促進や業務の切り出し等の経営支援機関の支援能力向上のための方策について調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。
- (7) 被災地域の経済産業活性化等調査・分析：被災地域の経済回復に資する政策テーマを選定し、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

短期的には、中小企業施策等の政策立案の基盤となる調査のうち個別政策に関する内容を8割以上行うことを目指す。

長期的には、令和2年度から令和7年度の5年間で、中小企業の従業員一人あたりの付加価値額の5%向上を目指す。

業務改善助成金

令和7年度当初予算案 **15億円（8.2億円）** ※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 297億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【見直し内容】

- 最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（5分の4）」「1,000円以上（4分の3）」に変更する。
- 生産性要件の廃止
- 夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
- 特定時期の追加募集枠を設ける

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

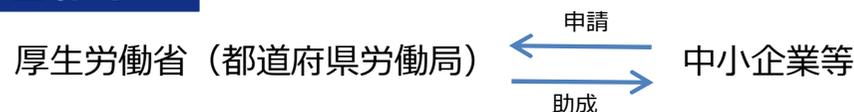
※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

3 実施主体等



4 事業実績

◆ 交付決定件数：13,603件

※ 令和5年度実績 **22**



【令和7年度予算（案） 60百万円（25百万円）】

良好な水環境・水循環等の確保に資する施策を統合的に推進します。

1. 事業目的

良好な水環境等の保全・再生・創出や健全な水循環等の確保について、地域の優良活動創出・モデル構築により国民のウェルビーイングや地域の魅力度向上を実現する。また、湧水保全・利用による災害への対応強化や、水環境保全政策に景観や水生生物保全等の多様な観点を新たに盛り込むための調査検討を行う。

2. 事業内容

①良好な水環境等の創出モデル事業

・水源から里海までの水環境保全に資する活動等を対象に、安全でおいしい水の確保、酒造等の地域産業への活用、美しい景観の保全、藻場干潟の保全再生創出など良好な水環境創出・水循環の維持回復につながるモデル事業を実施。

②災害時を含む湧水の保全・利用推進事業

・能登半島地震で注目された湧水の保全と利用について、事例収集・調査検討を通じ、災害時の利用の観点を盛り込んだガイドライン策定等を実施。また、先進事例の把握・共有のため、湧水保全ポータルサイトの充実化等普及を促進。

③多様な観点を取り入れた水環境保全施策に関する調査検討

・国民ニーズの変化を踏まえ、これまで汚濁対策を重点に進めてきた水環境保全施策に、景観や水生生物保全等の観点を新たに盛り込むための調査検討を実施し良好な水環境の創出を推進する制度を提案。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和11年度

4. 事業イメージ



水源保全のための地下水質調査



水源林の管理活動



アマモの再生活動



酒造への地下水の供給



清浄な水道水の維持



豊かな里海創出

国民のウェルビーイングや地域の魅力度・活力を向上させる**水環境・水循環等を実現**

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円（R6）→350万円（R7）／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：

520万円（R6）→550万円（R7）／人を上限（報償費等：320万円（R6）→350万円（R7）、その他活動経費：200万円）

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、およそ65%、
・ 直近5年に任期終了した隊員については、およそ70%
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

取組内容

人口急減地域において

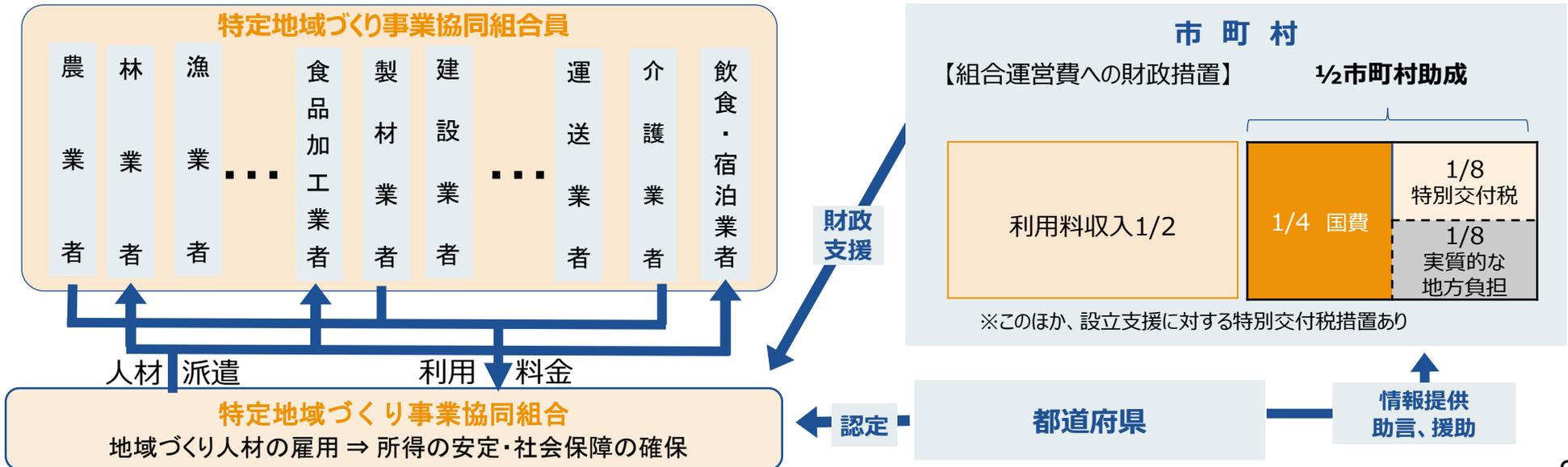
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり



地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和7年度当初予算案 7.7億円（8.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

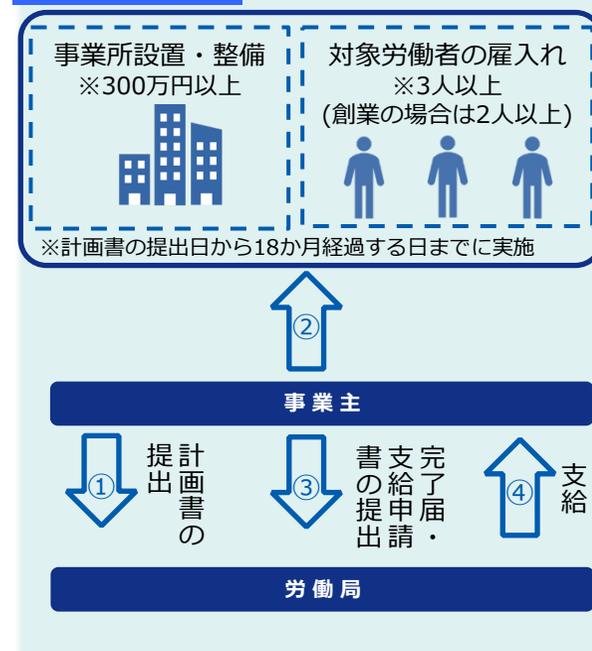
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

令和5年度支給額：4.7億円

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）

令和7年度当初予算案 3.6億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い求職者を雇い入れる事業主に対して地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例による助成を行う。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

地域雇用活性化推進事業

令和7年度当初予算案 12億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」をコンテスト方式で選抜
- 【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/年を加算（加算上限1億円/年））
- 【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,199人（令和5年度）

3 事業のスキーム・実施主体等

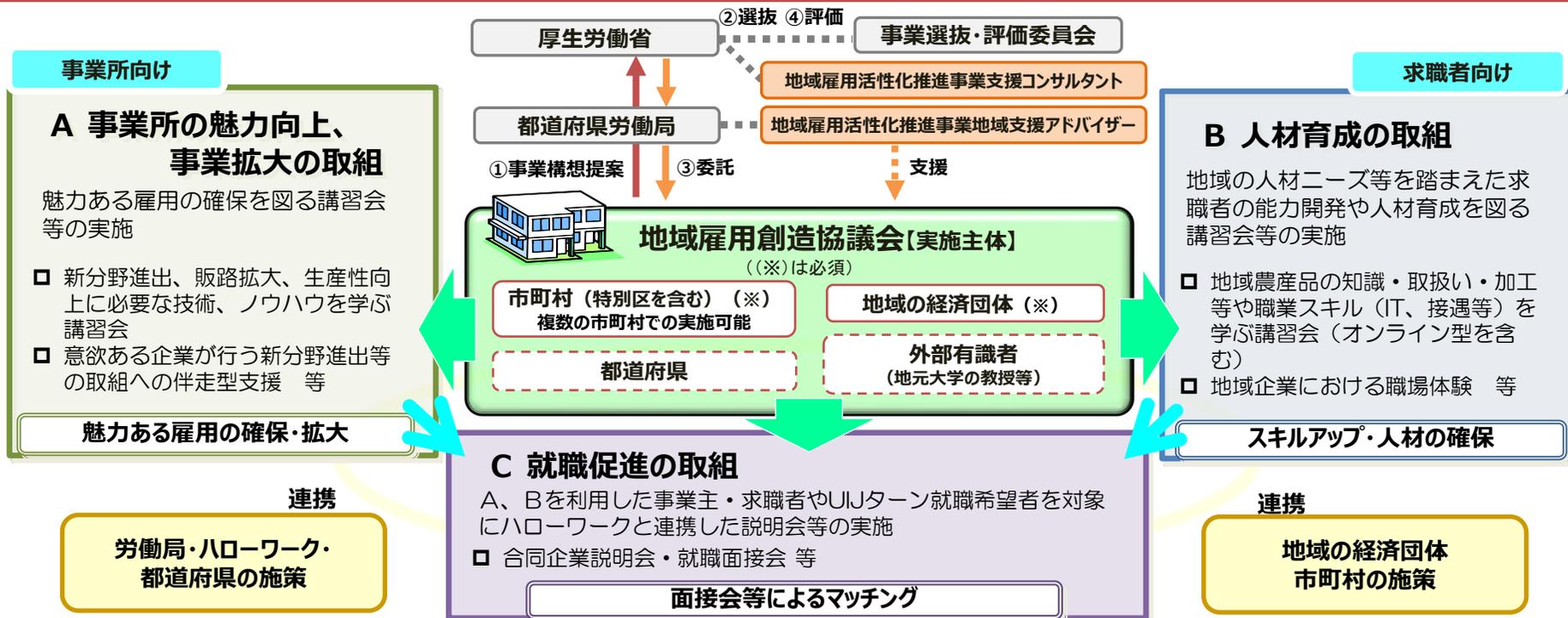
対象地域

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

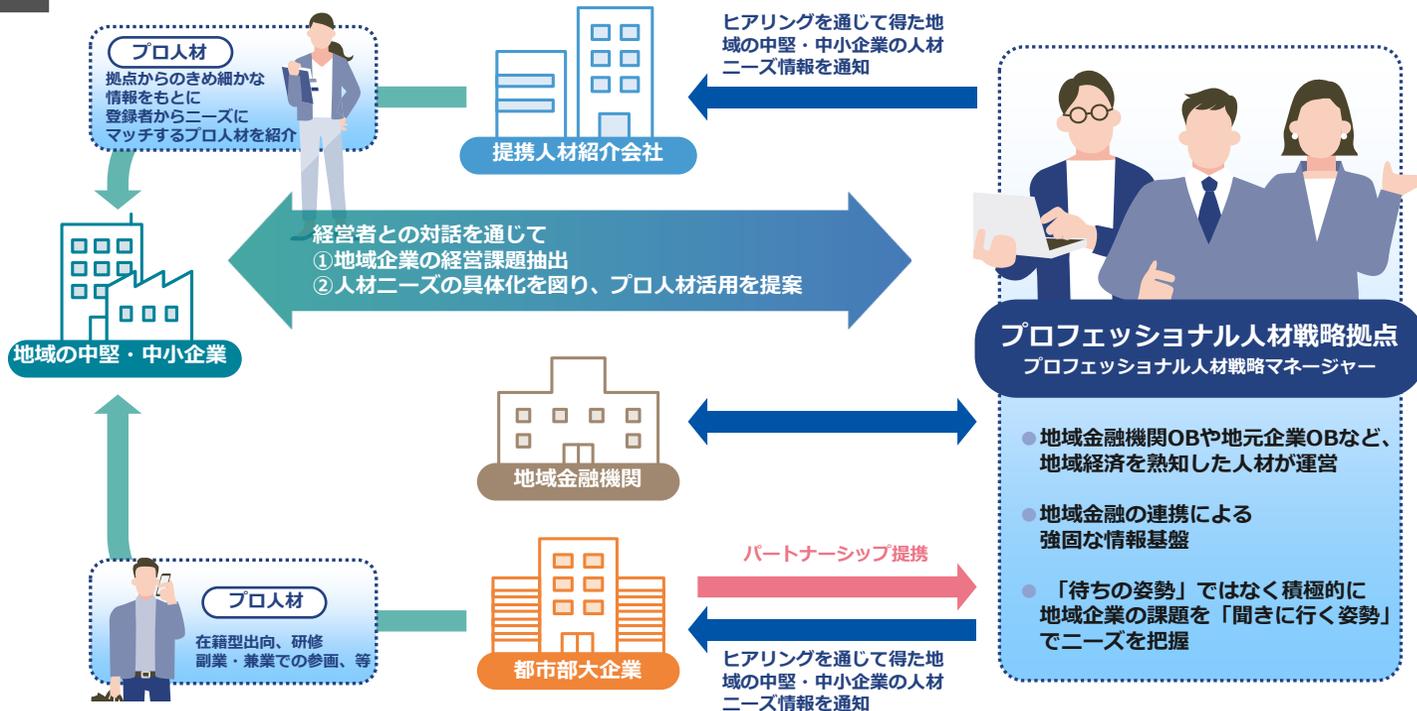
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を行いつつ、企業を訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確化し、優良な雇用機会として提携人材紹介会社へに情報発信する。
- デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタル人材の確保を効果的に促進する「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の中心的施策として位置づけられており、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していくこととされている。専門人材の常勤雇用だけでなく、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

スキーム図



離島漁業再生支援等交付金

【令和7年度予算概算決定額 1,164 (1,352) 百万円】

<対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

<政策目標>

- 離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業就業者の年間平均漁業所得を維持〔令和11年度まで〕）
- 離島漁業者の減少率を抑制（対象漁業就業者の減少率を全国の漁業就業者の減少率と同水準に抑制〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 離島漁業再生支援交付金

① 離島漁業再生事業

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

② 離島漁業新規就業者特別対策事業

「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船等を当該集落において独立して**3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、**新たな漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する経費等を支援するための交付金を交付**します。

1. 離島漁業再生支援交付金

【交付対象活動】

- ① 離島漁業再生事業
 - ア 漁業の再生に関する話合い
 - イ 漁場の生産力向上のための取組
 - 種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、漁場監視等
 - ウ 漁業の再生に関する実践的な取組
 - 新規漁業・養殖業への着業、低・未利用資源の活用、高付加価値化、販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

- ② 離島漁業新規就業者特別対策事業
- 漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規漁業者に貸与を行う際のリース料を支援します。



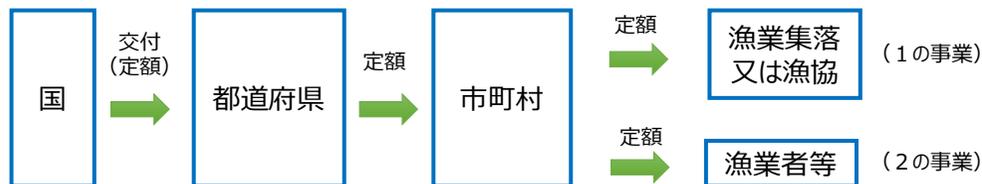
2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



<事業の流れ>

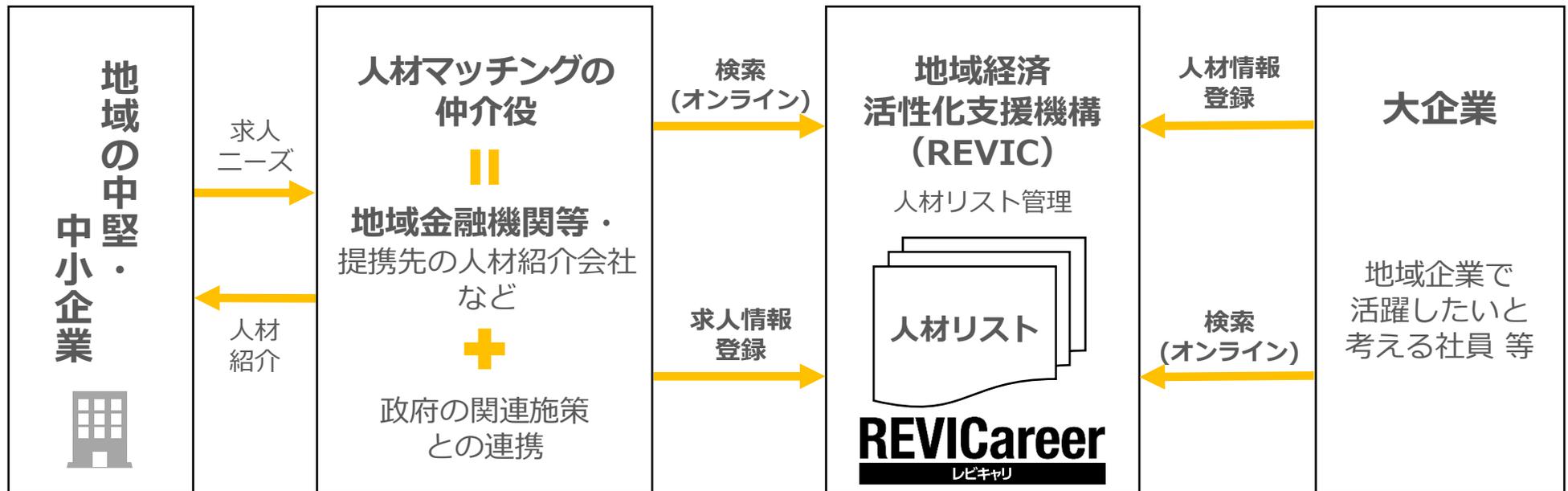


地域企業経営人材マッチング促進事業の概要

- ◆ 地域での活躍をお考えの大企業の方と地域の中堅・中小企業を地域金融機関等がマッチングするための人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」が整備されています。
- ◆ 転籍でのマッチングに加え、兼業・副業、出向といった多様な形態でのマッチングが可能です。

令和6年度補正予算額：429,370千円

□ 地域企業経営人材マッチング促進事業（スキーム）



地域企業による大企業人材の採用

○ 採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限450万円 兼業・副業、出向：上限200万円

※ 「大企業」とは、資本金10億円以上又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人をいいます。

サテライトオフィスの誘致を推進する取組に係る支援

R6当初予算額：0.1億円

- 地方における雇用機会の創出や移住定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取組む地方自治体に対し、必要な支援等を実施することにより、都市部から地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速する。

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方自治体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置を講じる。

【対象経費】

- 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：

1団体当たり**1,000万円**

措置率 0.5×財政力補正

特設サイト・Facebookページの活用

- 魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設
- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せて、Facebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>

Facebook 総務省 -お試しサテライトオフィス-

検索



地域活性化起業人

① 企業派遣型 (H26~)

② 副業型 (R6~)

※ H26~R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、**
民間企業としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築**などのメリットがある

地方公共団体

(対象：1,432市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員個人

民間企業

(三大都市圏に所在する企業等)

【① 企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）※R7.4から**590万円**
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【② 副業型】

- 要件
・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人 令和7年度拡充部分

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設（上限200万円／人）
- 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 市町村・企業のマッチングを支援するプラットフォームを構築 R6補正予算 1.0億円

対象者

- ・① 三大都市圏に所在する企業等の社員
 - ・② 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員
- （企業派遣型／副業型）
- ・三大都市圏、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等を退職した者のうち、引き続き当該市に在住する者（地域活性化シニア起業人）

受入団体

- ・① 三大都市圏外の市町村、三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村等
 - ・② ①のうち政令市・中核市・県庁所在市以外の市町村
- （※企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

特別交付税措置

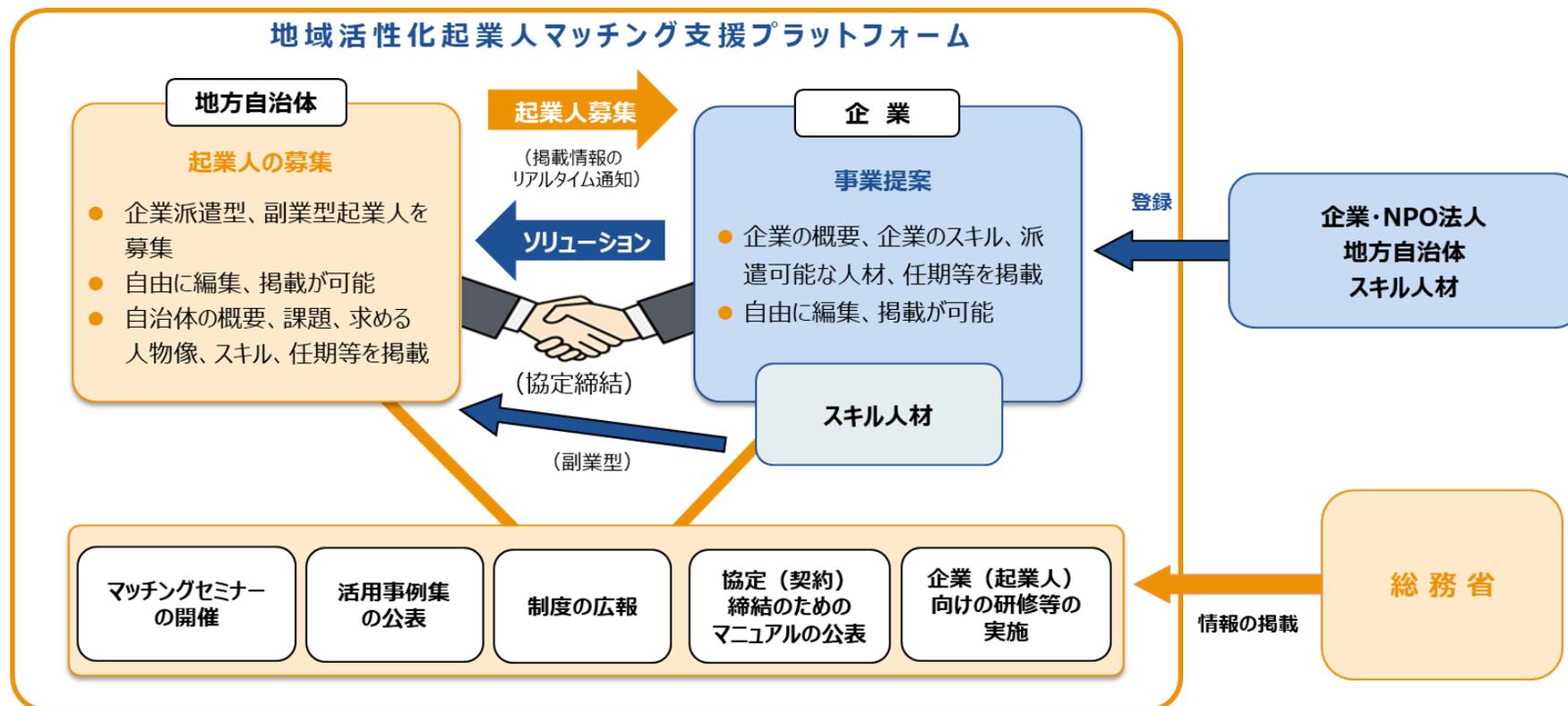
起業人（企業派遣型）の受入に要する経費 上限額 R6 560万円／人

→ R7 590万円／人 等

地域活性化シニア起業人の受入に要する経費 上限額 200万円／人（副業型と同じ）

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるよう、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、更なる制度の活用を推進する。

- R5年度補正予算で、**三大都市圏の企業約5万5千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約1万3,000社**から返信があり、そのうち、**約3,000社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。



事業目的・背景・課題

- 全国の優良な観光地域づくり法人（DMO）の更なる体制の強化を支援することにより、世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進することを目的とする。

事業内容

① 専門的知見や外国人目線を有する外部専門人材の登用に係る費用を支援

- ・ 外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備
- ・ インバウンドに関するデータの分析とそれに基づく誘客/観光消費戦略の策定
- ・ 外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化
- ・ 国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション

② 中核人材の確保及び育成に資する以下の取組に係る費用を支援

- ・ 採用活動
- ・ 他DMOとの人材交流
- ・ 先進的な海外観光地域への視察
- ・ 研修・セミナー等の受講

③ 安定的な財源の確保に資する以下の取組に係る費用を支援

- ③-i 安定的な財源の確保のための計画の策定
- ③-ii 宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入等に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催

事業イメージ



現地ガイドの育成のための外部専門人材の登用



地域マネジメント研修の受講



財源確保に向けた勉強会

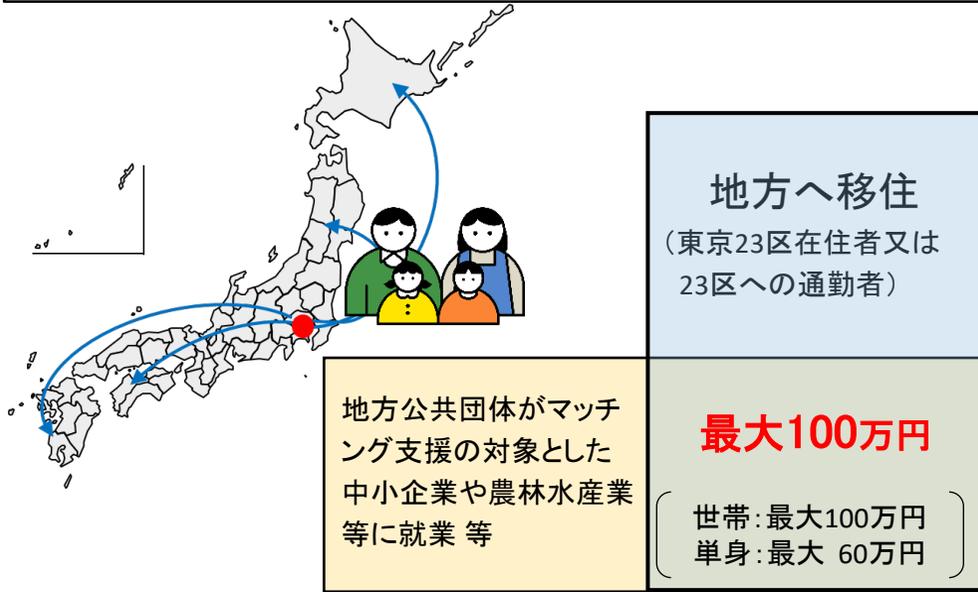
事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助（定額（上限①1,500万円※1、②500万円、③-i 500万円、③-ii 200万円））
- ・ 補助対象：国→民間事業者→登録DMO・地方公共団体※2
- ・ 事業期間：令和元年度～

※1 インバウンドの地方誘客に係る喫緊の課題に対応するため、受入環境整備に関して多言語表記、二次交通、ガイド等の分野を優先的に採択する。
※2 地方公共団体が③に係る取組をDMOと共同して実施する場合も支援対象とする。

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるKPI

- 東京圏^{※1}から地方への移住者 年間10,000人(2027年度)
- ※上記は本事業(地方創生移住支援事業としてのKPI)

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
 - ①地域の中小企業^{※3}や農林水産業等への就業
 - ②地域課題の解決を目的とした起業^{※4}
 - ③テレワークにより移住前の業務を継続^{※5}
 等を実施

- ※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある
- ※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合
- ※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川(条件不利地域^{※2}を除く)

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)等

地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充

- 地方創生を推進する交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学等卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋・一部省略】（令和5年12月22日閣議決定）

地方創生移住支援事業の拡充（新しい地方経済・生活環境創生交付金の内数） R6.12実施団体数：1,314市町村

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、
 - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための交通費への支援【R6拡充】
 - ②実際に地方に移住する際に要した移転費への支援【R7拡充】
 を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

対象者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補助内容

①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能
 ②地方に移住する際に要した移転費
 ※就職して（企業に加え、農林水産業、家業等を含む）1年以内に申請
 ※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能
 ※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めなし

主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること
 ※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,314市町村（R6.12）
 （奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

<主なR7制度改正点>

- ✓大学の学部生に加え、院生も対象として拡充。
- ✓交通費と移転費の両方、またはいずれか片方でも申請が可能。
- ✓交通費を支給の対象とする学生の就職活動の期間については設定しない。
- ✓企業に加え、農林水産業等の家業に就職・就業する場合も申請が可能。

（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体：全都道府県が実施(R6.6)

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
 ※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる



背景

○「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられている「国立公園満喫プロジェクト」の「最大の魅力は自然そのもの」という基本的な視点に立ち、国立公園の特徴・ストーリーを活かした自然体験コンテンツに求められるスキル獲得につながる人材育成も進めていく必要がある。

目的・事業概要

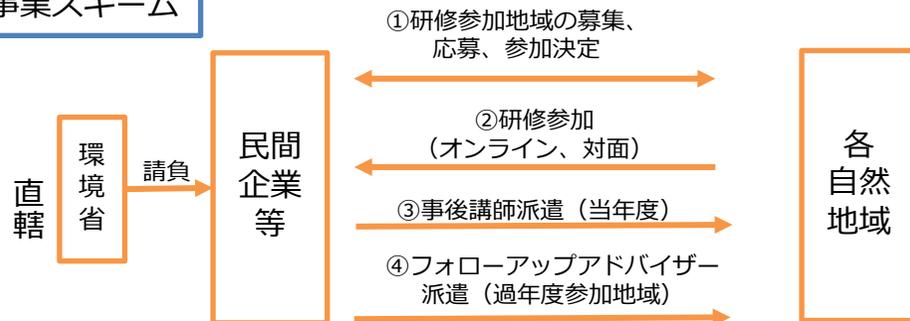
- 「国立公園満喫プロジェクト」の推進には、国立公園をはじめとした**自然を有する地域社会の持続的発展が必要**との認識の元、自然を活かし、社会や経済の課題も同時に解決する「上質なツーリズム」の実現を目指す**人材の育成と地域作りを支援**するもの。
- 本研修では、**地域における面的取組を後押しするため**、研修対象者を①自治体職員、DMO（C）、各種協議会、観光協会等の地域コーディネーター的役割を担う人と、②ビジターセンター、観光施設、アクティビティ事業者等のスタッフや、ガイド等が**チームを作って参加することが特徴**となっている。研修の成果として各チームは、行動計画を作成し、その実施もフォローする。

課題

■受け入れ環境の未整備

- ・外国人対応できる**自然ガイドやコーディネーター等の人材不足**
- ・地域での**体験型アクティビティ**、
これらを紹介するツアーデスク等の**受入体制不足**
- ・環境保全への還元等の持続可能な体制づくりの**ノウハウ不足**
- ・特に、**インバウンドのニーズにあった人材や受入体制が必要**

事業スキーム



実施状況



期待される効果

国立公園を軸とした地方創生

- ・地域の**体験型アクティビティの充実**
- ・外国人対応の**機会と質の向上**
- ・利用者数や滞在時間、**リピーターの増加**
- ・地域での**雇用の活性化**
- ・持続可能な**地域振興**

【R6（2024）年度実績】

- ・集合研修は、講師による事前オンライン面談、動画教材、対面による那須高原における宿泊研修を組み合わせ実施し、11地域（約30名）が参加。集合研修の成果物として目標達成に向けた行動計画を作成し、研修終了後に講師を各参加地域に派遣し、行動計画の磨き上げを実施する事後講師派遣を実施した。
- ・過年度参加地域119地域向けフォローアップとして、3地域にフォローアップアドバイザー派遣、4地域にインバウンド研修（オンライン開催）を実施した。

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース (<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>)

都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員（課）を登録
民間専門家（586名）、先進自治体で活躍している職員（30名（2組織を含む））（令和6年4月1日現在 計616名・組織）

財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、右に示す額を上限額として、最大3年間：**民間専門家活用（590万円／年） ※R7年度から上限額引き上げ**
先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



アドバイザー活用事例（北海道栗山町）

● 取組事例

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招へい事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



目的

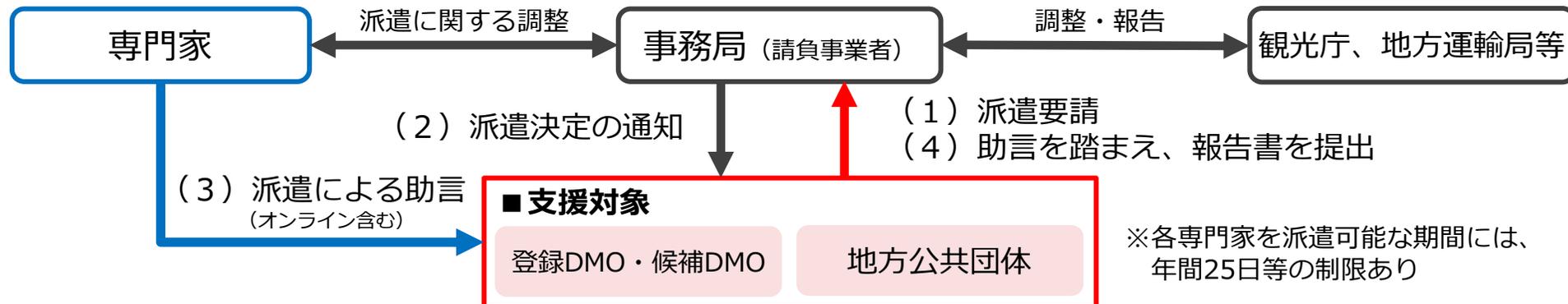
地域に専門家を派遣し、課題解決に向けた戦略の策定、好循環を創出する施策の展開、多様な関係者の育成等の助言を通じ、旅行者の地域周遊・長期滞在を促進することを目的とする。

派遣対象となる専門分野

DMO等の設立から運営	観光地経営の調査・戦略策定	受入環境整備	滞在コンテンツの充実	情報発信・プロモーション
①DMO等の組織運営 ②DMO等の財源確保 ③DMO等の人材育成・採用 ※DMO等…DMO、観光協会、第三セクター等	④データ収集ツールの導入 ⑤各種データの収集・整理・効果検証 ⑥観光戦略策定 ⑦事業者や住民等の理解・参画促進	⑧資金調達 ⑨施設・機器・二次交通の整備や改善 ⑩観光施設運営 (宿泊施設・商業施設・体験施設・観光案内所等) ⑪観光人材育成 (宿泊施設・商業施設・体験施設・観光案内所・ランドオペレーター・ガイド等) ⑫サービス品質保証	⑬観光資源の抽出 ⑭滞在コンテンツ造成 (自然・文化・食・スポーツ等) ⑮販路開拓・拡大 ⑯名産品開発	⑰WEB・SNSの活用 ⑱その他 情報発信・プロモーション

派遣スキーム

旅行者の地域周遊・長期滞在に向け、地域の課題解決に資する専門家を派遣。
観光庁が専門家を派遣する必要があると判断した地域に、当該地域及び専門家と調整の上、派遣を実施。



クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、港湾周辺等の魅力向上を図るため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションに要する経費の一部を補助する。

補助対象経費

・ クルーズ船の受入体制強化

●クルーズ船受入に向けた安全対策

(例: 船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認、小規模港湾等における安全性確認 等)

●寄港地におけるクルーズ船受入体制の構築

(例: セミナー、船内見学会、訪日クルーズ旅客へのマナー啓発(動画作成・看板設置) 等)

●二次交通の負荷軽減に繋がる港の魅力向上に資する取組

(例: プロムナード、モニュメント、サイクリング施設、みなと周辺での食・文化体験、みなとオアシスのPR動画・HP等の作成 等)

・ クルーズ船寄港プロモーション

●新たなクルーズ船の誘致に向けた訪日クルーズプロモーション

(例: 国際展示会の開催・出展、商談会の開催、デジタル媒体による情報発信 等)

・ クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出

●地場産品等の消費喚起

(例: 船内レストランでの地元食材提供のスキーム構築 等)

●訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築

(例: 船内コンテンツの充実に向けたニーズ調査・商品開発・実証実験 等)

●上質な寄港地観光及び海上観光の造成 (★)

(例: 上質な寄港地観光プログラムの造成、海上観光ツアーの実証 等)

補助対象経費のイメージ



補助対象者

- ・ 港湾管理者
- ・ 地方公共団体
- ・ 民間事業者(登録DMO及び候補DMOを含む)
- ・ クルーズ振興のための地域の協議会等

補助率

- ・ 1/2以内

※(★)については、クルーズに関連した取組に限らず、港湾周辺等における訪日旅客の受入促進に係る事業も対象となる。

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援



地方部での
滞在日数の増加



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
- ・事業期間：平成30年度～

国立公園等利用等推進事業費 (4)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和7年度予算(案) 20百万円(20百万円)】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、定額)
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り(地域の合意形成)
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり(安全管理、環境への配慮含む)

エコツーリズム大賞

エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体などを対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するものです。(環境省・(一社)日本エコツーリズム協会共催)

※エコツーリズムと銘打ってなくても、エコツーリズムの考え方に沿った取組みであれば応募できます

受賞による効果

認知の拡大

環境省が主催するアワードの受賞実績に基づくことで、地域内だけでなく、全国に向けて取組みを発信・周知しやすくなります。また、環境白書や環境省ホームページ等でも紹介されます。

活動の拡大

エコツーリズムに取り組んでいる地元の方々の励みや自信につながり、地域での活動を活発化することができます。

観光や教育の関係者をはじめとした、地域内外の関係者への効果的なアピールにつながり、活動の幅が広がります。

募集期間: 例年7月～9月頃 表彰式: 例年2月頃



お問い合わせ先: 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話 03-5521-8271
一般社団法人日本エコツーリズム協会 電話 03-5437-3080



新たな交流市場・観光資源の創出事業

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場・観光資源の創出が重要。
- 地域との交流・ワーケーションによる来訪・地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

関係人口化を通じた反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」

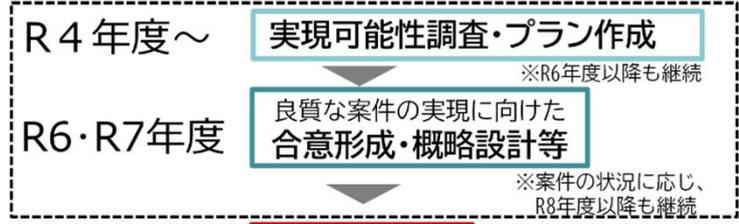
- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がり創出を目的とした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、地域への経済波及効果に注目しつつ、持続的に事業継続可能な先駆的モデル事例の創出に取り組む。
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『企業と地域の関係人口化』の促進に繋がるプログラムを『企業版第2のふるさとづくり』として、企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成を目指す。

地域・日本の新たなレガシー形成

レガシー形成事業の深化

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討。

□本事業の対象範囲



R8年度～ **事業化・整備**

歴史的建築物の保存・整備と観光拠点等への活用(神奈川県伊勢原市)

人と地域の関係人口化

先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高さと事業の持続可能性を両立した新たな事業モデル等、これまでの第2のふるさとづくりプロジェクトでまだ組成できていない先駆的な事業モデルの創出を実施。

企業と地域の関係人口化

企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業と地域の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。

事業スキーム

事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
事業期間：令和4年度～

お問い合わせ先 (第2のふるさとづくり・ワーケーション) 観光庁 観光資源課 電話: 03-5253-8924
(レガシー形成) 観光庁 観光地域振興課 電話: 03-5253-8327

地域観光魅力向上事業

事業目的・背景・課題

- コロナ禍以降、三大都市圏への需要の偏在が深刻化。2024年は若干改善したが、**依然として地方誘客の状況はコロナ前水準に達しておらず、都道府県ごとにも需要の回復に差が生じている**状況。インバウンドの地域偏在を解消し、全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成**を更に進め、**来訪目的の創出**が必要。
- また、**個人手配化・オンライン手配化への急激な転換**といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援**が必要。これらの支援を通じて、**地方誘客を行う上で来訪の目的の創出を担う重要産業である地域の観光コンテンツ産業の裾野の拡大や活性化に寄与**。

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。

<支援内容>

- ・ 観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・ 観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

事業イメージ



事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
(補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- ・ 補助対象：国→民間事業者(事務局)→地方公共団体、DMO、民間事業者等



【令和7年度予算（案）170百万円（170百万円）】 環境省
 【令和6年度補正予算額 3,525百万円】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

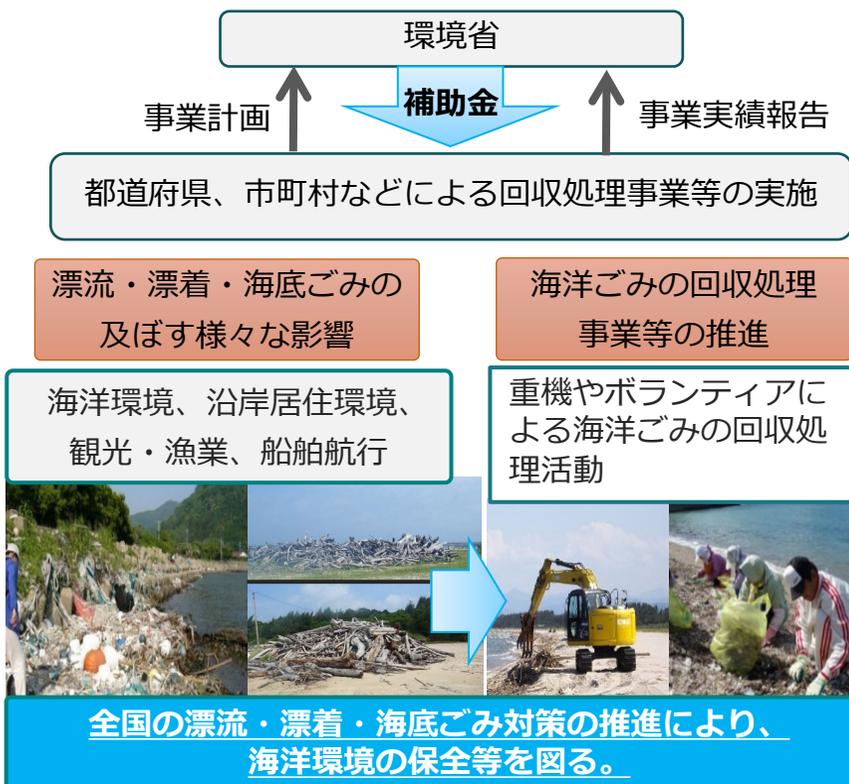
（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1 / 2
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9 / 10 ~ 7 / 10、定額※
 ※北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5 / 10 ~ 8.5 / 10
 ※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ 創出等総合推進事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

167,079千円
178,800千円



事業概要

地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムについて、増加傾向にある訪日旅行客を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、訪日旅行客等のニーズの変化を的確に見極め、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

事業内容

事業実施期間 平成29年度～

① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業

0.4億円

○ 武道をはじめとする地域スポーツ資源を活用したコンテンツの創出をモデル的に支援し、地方部での長期滞在※への貢献等の効果検証等を行う。

※ライブパフォーマンス、検定・資格取得 等

1. 武道ツーリズム

日本発祥の武道と日本特有の資源（ヘリテイジ）等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出



2. その他（スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等）

日本固有の資源の活用やニーズを掘り起こす、新たな種目を活用したコンテンツを創出



② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（拡充）

1.1億円

○ ホームページ等を通じたプロモーションや、セミナー等を通じた各地域での自発的なプロモーション活動を促進する。

○ 武道を中心とした体験機会を国内外で創出し、日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進する。

○ 武道コンテンツ体験時の安全確保手法等の検討など、新規事業者参入に必要な環境整備に取り組む。



データの分析



自発的な取組促進

HP・SNS等発信

検索数増

直接的なPR

セミナー等を通じたデータの利活用の促進

本格的なコンテンツ醸成

スポーツツーリズム・ムーブメント拡大



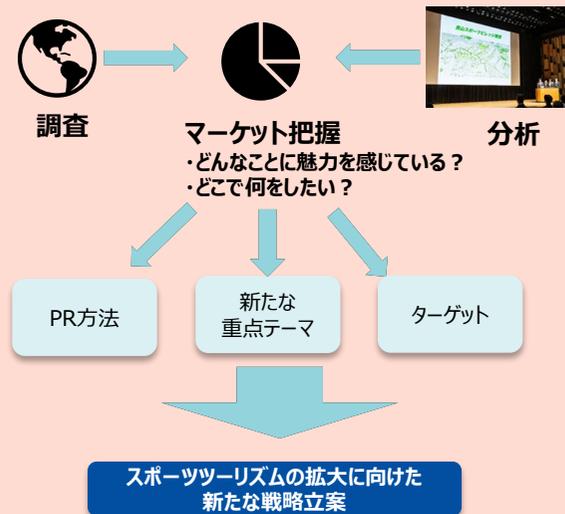
体験機会等による訪日意欲喚起

訪日機運喚起・地方への観光

③ スポーツツーリズム・マーケット調査事業（新規）

0.1億円

○ 今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「目的」「テーマ」「コンテンツ」等のあり方について、有効性の高い最新データを収集し、訪日旅行客等のニーズを把握・分析する。

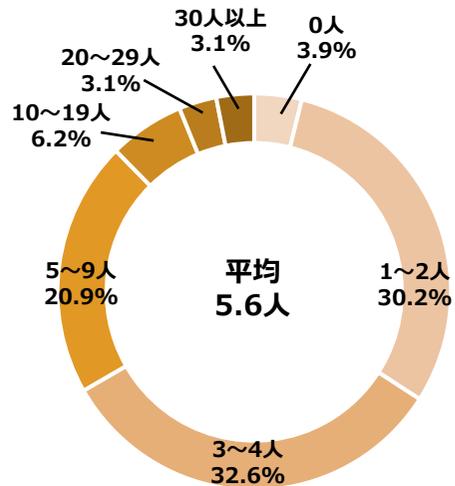


スポーツによる地方創生・まちづくりへ

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

現状・課題

- 地域SCの事業展開は、スポーツ合宿や大会等の「誘致・実施」を行っている団体が半数以上ある。
- 一方で、その他の取組に拡大して事業展開を出来ておらず、スポーツによるまちづくりを推進していく上では地域SCの多角的な事業展開が必要である。
- 地域SCの職員数は約6割が4人以下となっており、継続的な運営体制の構築に向けて担い手の確保・育成が必要となっている。



「地域スポーツコミッションの組織体制及び活動概況に関する調査」より担当職員数（令和3年度）

事業内容

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の質的な向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、**①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援**するとともに、**②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証**を行い、**自立・自走化した地域SCの増加**を目指す。

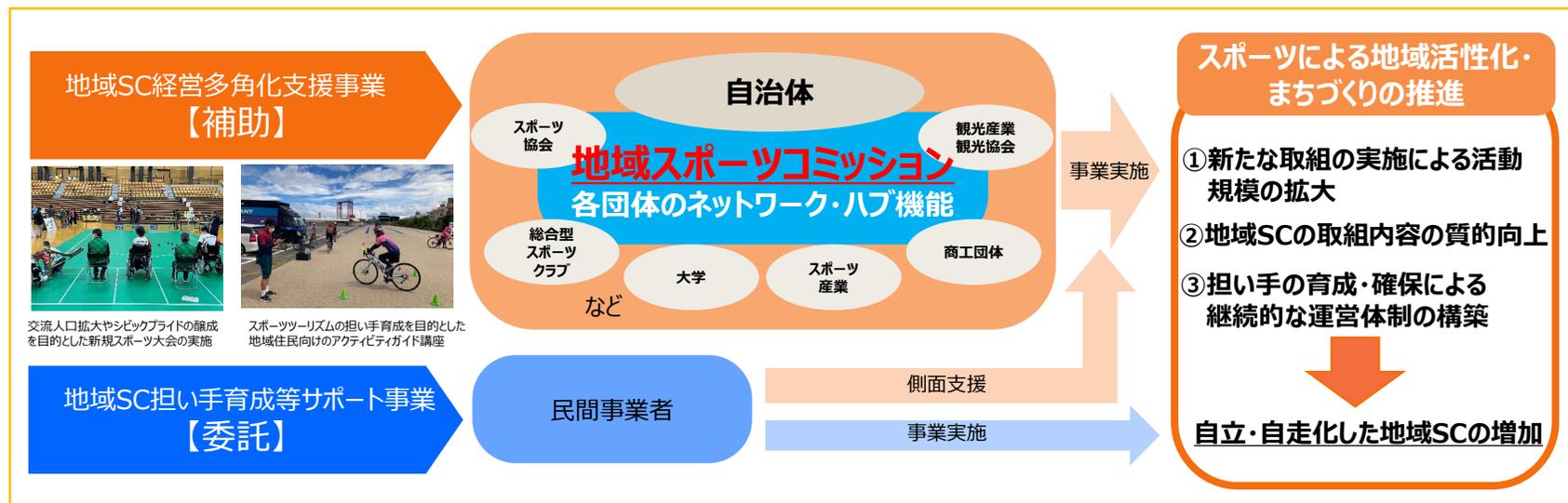
事業実施期間 平成27年～

地域SC経営多角化支援事業 0.7億円

- 地域SCの多角的な事業展開へのチャレンジを支援する。
 - ① 交流人口拡大に資する事業（アウター事業）
例）スポーツツーリズム、プロスポーツチームとの連携 等
 - ② 地域住民向けの事業（インナー事業）
例）地域住民の健康づくり、競技者の育成 等
- ※地域SCのさらなる自立・自走化を実現するべく、過年度採択実績のない自治体を優先的に支援する。

地域SC担い手育成等サポート事業 0.6億円

- 研修講座等の人材育成サポートの対象者を拡大
 - ① 地域SC初心者や設立検討団体担当者
 - ② 地域SC運営に係るノウハウの取得に向けた支援
- 地域SCの実状に合わせて、人材確保に向けたマッチングをモデル的に実証する。
例）○地域おこし協力隊マッチング支援
○副業・兼業人材マッチング支援
○大学生インターンシッププログラム



【事業目的・背景・課題】

- 我が国固有の五感で感じる水や音、かおり等の自然資本（良好な環境）は、歴史・文化等の主要な構成要素であり、日本独自のものとして、インバウンドにおいて重要。
- しかし、こういった地方観光の核となる素材が、観光地域作りに有効に活用されていない（見出されていない）ケースが多くあり、今後の地方観光の活性化に向けて、これら眠った資源の磨き上げやツアー造成等は喫緊の課題である。
- そこで、水・大気・土壌といった自然資本を活かした観光施策に取り組むことで、インバウンド誘客を促進し、持続可能・リジェネラティブな観光地域作りを達成する。

【事業内容】

- 環境省で選定した名水百選、音風景100選等や、国際的に生物多様性の価値が認められた「自然共生サイト」等を中心に、地方観光の核となるポテンシャルを有する自然資本について、以下の事業を行う。

（1）ウェルビーイングな観光地域づくり事業

インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用を支援し、保護と利用が好循環する環境ウェルビーイングツーリズムの推進を図る。

- ①資源調査、②戦略検討、③磨き上げ（多言語対応等）、④コンテンツ開発、ツアー造成 等

（2）ウェルビーイング観光地のプロモーション

磨き上げを行ったウェルビーイングな観光地のプロモーション。

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先/補助対象：請負先：民間事業者、DMO 等
- ・事業期間：令和7年度～

【事業イメージ】

- （例）福井県大野市：星空保護に取り組むほか、名水百選に選定された湧水も有する



写真提供：福井県大野市

自然資本の磨き上げ（他言語対応等）やプロモーションを行うことで、インバウンド誘客につなげる

- その他事業対象地イメージ



マガン飛翔音



名水・湧水

デジタル水産業戦略拠点整備推進事業

【令和7年度予算概算決定額 浜の活力再生・成長促進交付金 1,952百万円の内数】

<対策のポイント>

これまで資源管理、生産、加工・流通・消費のそれぞれの段階で実施されてきたデジタル化を面的に推進し、横展開していくことを目的に、**デジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定等**を支援します。

<事業の内容>

デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援

これまで**資源管理、生産、加工・流通・消費**の個々に実施されてきた**デジタル化の取組**を面的に**地域一体**で取り組む**デジタル水産業戦略拠点**を創出するための**計画策定**に必要な**地域コンソーシアム**の開催や**専門家の派遣等**を支援します。

<事業イメージ>

デジタル水産業戦略拠点（イメージ）

地域コンソーシアム

漁村地域の関係者によるデジタル技術を活用した協業



漁業者



加工業者



流通業者



消費者

期待される効果

○漁村地域の活性化

地域内での相乗効果も含め、水産関係者の所得の向上など、地域の活性化

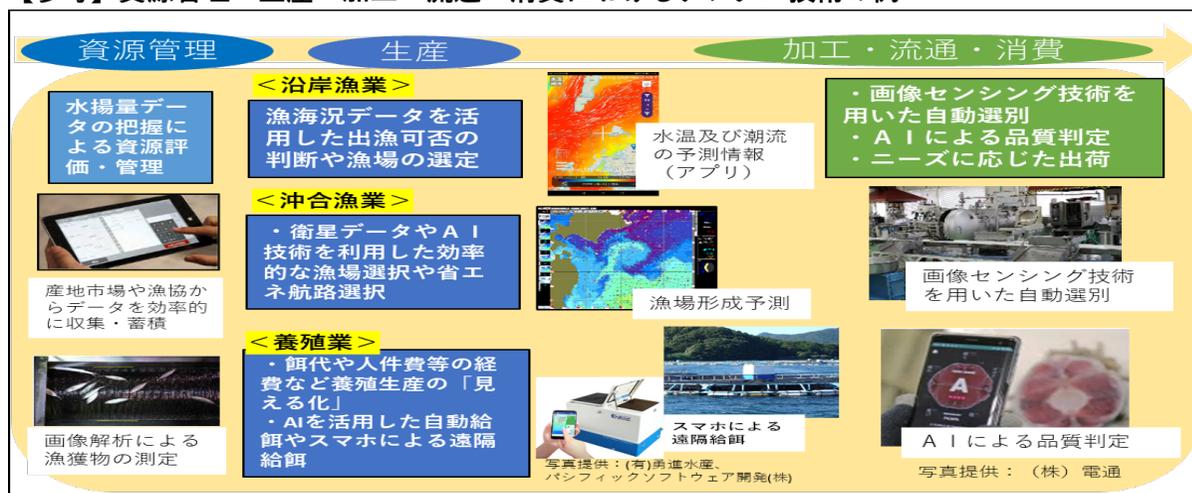
○都市住民や外国人観光客も裨益

消費者の安心趣向への対応、食品ロスの削減、ワーケーション等によるQOL向上

○学ぶ場の提供

地域外のスマート水産業に興味のある漁業者や加工流通業者等に学ぶ場を提供

【参考】資源管理・生産・加工・流通・消費におけるデジタル技術の例



<事業の流れ>



中小企業資金繰り支援事業のうち、 （２）中小企業信用補完制度関連補助事業 令和7年度予算案額 39億円（14億円）

事業目的・概要

事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

（１）経営安定関連保証等対策費補助事業

全国51ある信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業に対する民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。

（２）信用保証協会による経営支援等対策費補助事業

中小企業に対する経営支援を促すため、全国51ある信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

信用保証制度を通じた中小企業の資金繰りの円滑化等を図る。
保証協会による専門家派遣等の経営支援を通じて、中小企業者の経営の改善を図る。

漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

3 貸付条件

貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満)	1.40%	9千万円	1号/漁船:20年(3年) (機器等:10年(3年))	原則 80%
(20t以上)	1.40%	3億6千万円	2号/施設:15年(3年) (漁協等:20年(3年))	
養殖業者(個人)	1.40%	9千万円	3号/機具:7年(2年) (漁協等:10年(2年))	
(法人)	1.40%	3億6千万円	4号/漁具・養殖施設 :5年(2年) (大型定置網:10年(2年))	
水産加工業者	1.40%	9千万円	5号/種苗・育成費 :5年(2年)	
複合経営	1.40%	3億6千万円	(ほたてがい等:5年(3年))	
漁協等	1.40%	12億円	6号/漁村施設 :20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	

(令和7年1月21日現在)

4 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫 等

5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347 (直)

漁業基盤整備資金

1 資金の目的

漁業の生産力の増大及び生産性の向上を図るため、その前提となる漁港基本施設・漁港に必要不可欠な施設（機能施設）等を整備するために必要な資金を融通する。

また、国民に対して安定的に水産物を供給するため、我が国周辺水域における漁業生産力を高め、資源の持続的利用を図ることが必要不可欠であることから、種苗放流・魚礁漁場・増殖場造成等による資源の回復、漁場生産力の向上等に努め、つくり育てる漁業を推進するために必要な資金を融通する。

2 貸付金の使途

- (1) 漁港整備 防波堤、岸壁等基本施設、補給施設、漁獲物処理施設等機能施設、その他漁港施設（漁業集落排水施設・水産飲雑用水施設等）の改良・造成・復旧・取得
- (2) 漁場整備 漁場、水産種苗生産施設、漁場環境保全施設等の改良・造成・復旧・取得

3 貸付対象者

- (1) 漁港整備 水産業協同組合（漁業生産組合を除く）、5割法人・団体、漁業を営む者
- (2) 漁場整備 水産業協同組合、5割法人・団体、振興法人、アイヌ農林漁業対策事業を共同で行う漁業者

4 貸付条件

- (1) 貸付利率〔令和7年1月21日現在〕
 - ① 一般補助事業 1.55%
※漁港施設のうち第1種漁港及び第2種漁港の場合並びに漁場整備のうち都道府県以外の者が行う事業 1.40%
 - ② 一般非補助事業※ 1.40%
※「漁港整備」のうち漁業集落排水施設・水産飲雑用水施設に適用
 - ③ 災害復旧事業 0.85～1.40%
- (2) 貸付限度額(融資率) 負担額の80%
ただし、漁業集落排水施設は負担額の全額
- (3) 償還期限 20年以内
- (4) 据置期間 3年以内

5 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫の各支店（農林水産事業）、沖縄振興開発金融公庫

6 利用方法

借入希望者は、最寄りの公庫各支店に必要な書類を提出

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方(事業)

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人(中小企業者に限る)が行う、次の施設整備等

- (1) 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- (2) 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- (3) 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- (4) 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

支援内容

■ 対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■ 貸付限度

貸付対象事業費の80%

■ 貸付利率

金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。

■ 貸付期間

10年超、25年以内、うち据置期間3年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫(農林水産事業)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

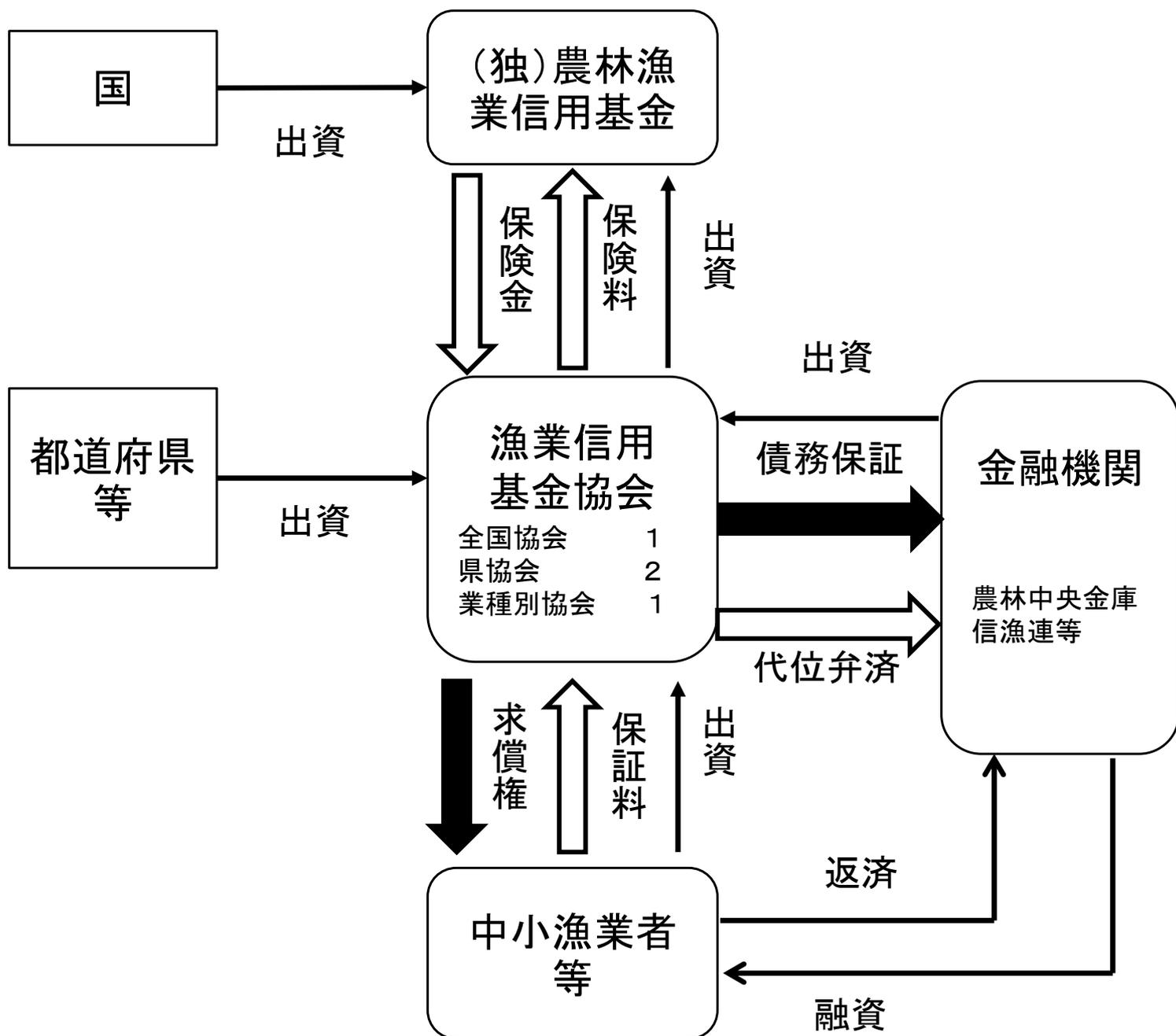
株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

電話(農林水産事業 事業資金相談ダイヤル): 0120-154-505

漁業信用保証保険制度について

漁業者の信用力を補い、資金の円滑な融通を図るため、中小漁業融資保証法に基づく漁業信用保証保険制度を実施。

- ① 金融機関の中小漁業者等に対する貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証
- ② その債務保証のリスクを軽減するため、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険等から構成されている。



農林漁業施設資金

漁具、養殖施設等の改良、造成又は取得に必要な長期資金を日本政策金融公庫が融通する。

また、災害に被災した漁船の復旧や漁具、養殖施設等の改良、造成又は取得にも利用できる。

1 借入対象者

- (1) 漁業を営む個人・法人（常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下）
- (2) 漁業生産組合
- (3) 水産業協同組合（漁業生産組合を除く）（共同利用施設に限る）

2 借入条件

- (1) 資金使途
 - ① 漁具、養殖施設、水産物処理加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの
 - ② 被災した漁船、漁具、養殖施設等の復旧に要するもの
 - ③ 水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の整備に要するもの
- (2) 借入限度額：
 - ① 負担額の80%又は次の限度額のいずれか低い額
海面養殖施設 3,600万円（漁業生産組合の場合 7,200万円）
ただし、陸上養殖施設にあつては3億円
内水面養殖施設 個人2,500万円、法人5,000万円
 - ② 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船（20トン未満）1,000万円等）のいずれか低い額
（共同利用施設は負担額の80%）
 - ③ 負担額の80%
- (3) 借入金利：
 - ① 1.40%
 - ② 償還期間に応じて0.85%～1.35%
（共同利用施設は0.85%～1.40%）
 - ③ 1.95%
（令和7年1月21日現在）
- (4) 償還期限：15年以内（据置3年以内）
（共同利用施設は20年以内（据置3年以内））

3 取扱融資機関

日本政策金融公庫の各支店（農林水産事業）、沖縄振興開発金融公庫

4 利用方法

借入希望者は、最寄りの公庫各支店に必要書類を提出

5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

振興山村・過疎地域経営改善資金

1 目的

本資金は、「山村振興法」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により指定された「振興山村」又は「過疎地域」の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

2 貸付対象者

農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

3 資金使途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

(1) 農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

(2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得

(3) 漁業関係

漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

※（1）～（3）の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。

(4) その他

- ① （1）～（3）の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得
- ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

4 貸付条件

区分	補助事業	非補助事業
利率	1.65%（共同利用：2.65%）	1.50%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 （かつこ書きは、一定の要件を満たす場合） ① 個人：1,300万円（2,600万円） ② 法人・団体：5,200万円（6,000万円、1億円、3億円、5億円）
償還期限	25年以内（うち据置期間8年以内）	

（注）利率は、令和7年2月20日現在

最新の利率の掲載先 URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

5 令和7年度融資枠（令和6年度融資枠）

1.0億円（1.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

中山間地域活性化資金

1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

- ① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」
- ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」
- ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）	農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	1.25%～1.55%	
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）	25年以内（うち据置期間8年以内）

（注）利率は、令和7年2月20日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

3 令和7年度融資枠（令和6年度融資枠）

160.0億円（180.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

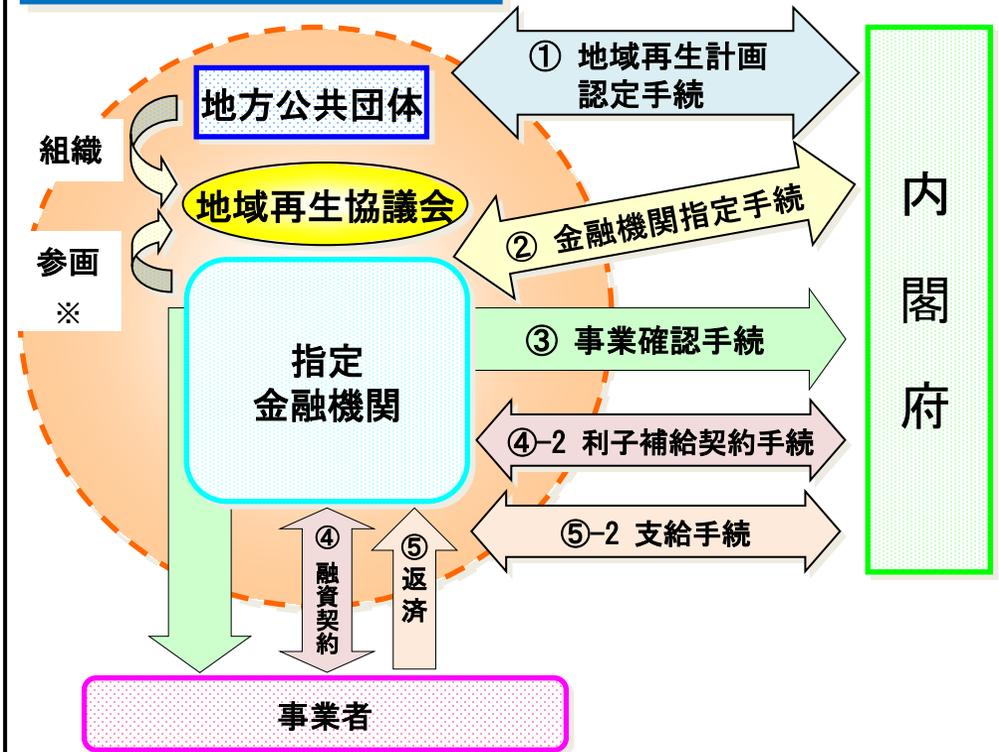
地域再生支援利子補給金 (内閣府地方創生推進事務局)

令和7年度概算決定額 **2.3億円**
(令和6年度予算額 2.3億円)

事業概要・目的

- 目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、デジタル等も活用して地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。
- 概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。

事業イメージ



※特定地域再生計画に基づく場合は不要

資金の流れ



期待される効果

- 利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、投資誘発、デジタル等も活用した地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。

総合特区支援利子補給金 (内閣府地方創生推進事務局)

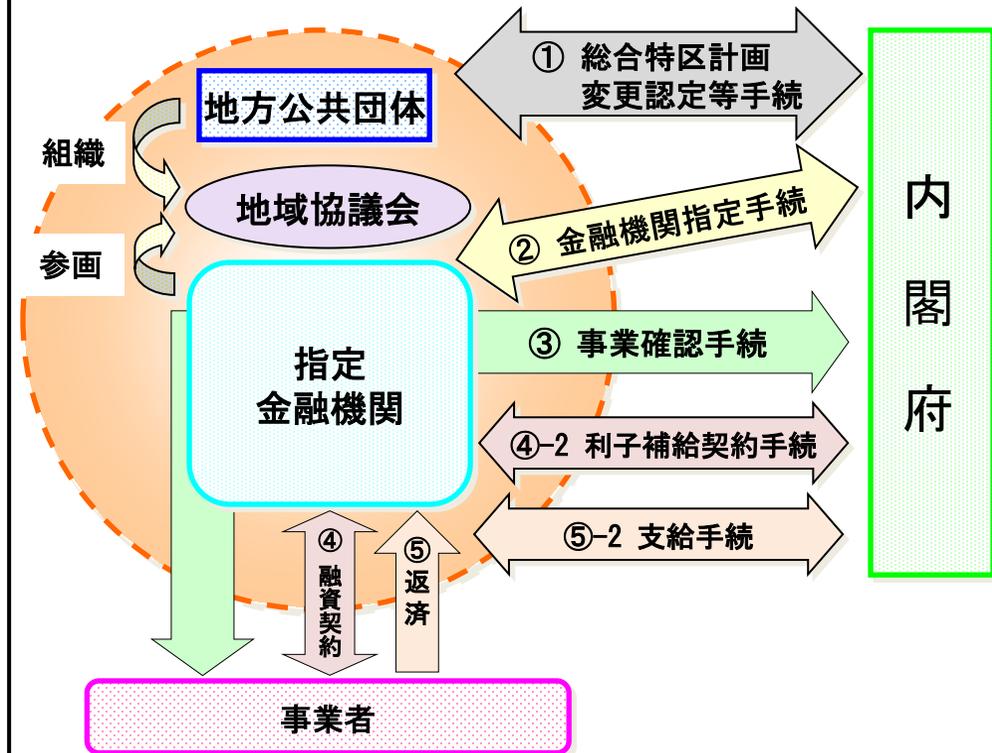
令和7年度概算決定額 **2.9億円**
(令和6年度予算額 3.0億円)

事業概要・目的

○目的：地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす重要な施策として、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に位置づけられた総合特区制度における金融支援として利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。

事業イメージ



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、国際戦略総合特区においては拠点形成による国際競争力等の向上、地域活性化総合特区においては地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待されます。

国家戦略特区支援利子補給金 (内閣府地方創生推進事務局)

令和7年度概算決定額 **0.14億円**
 (令和6年度予算額 0.13億円)

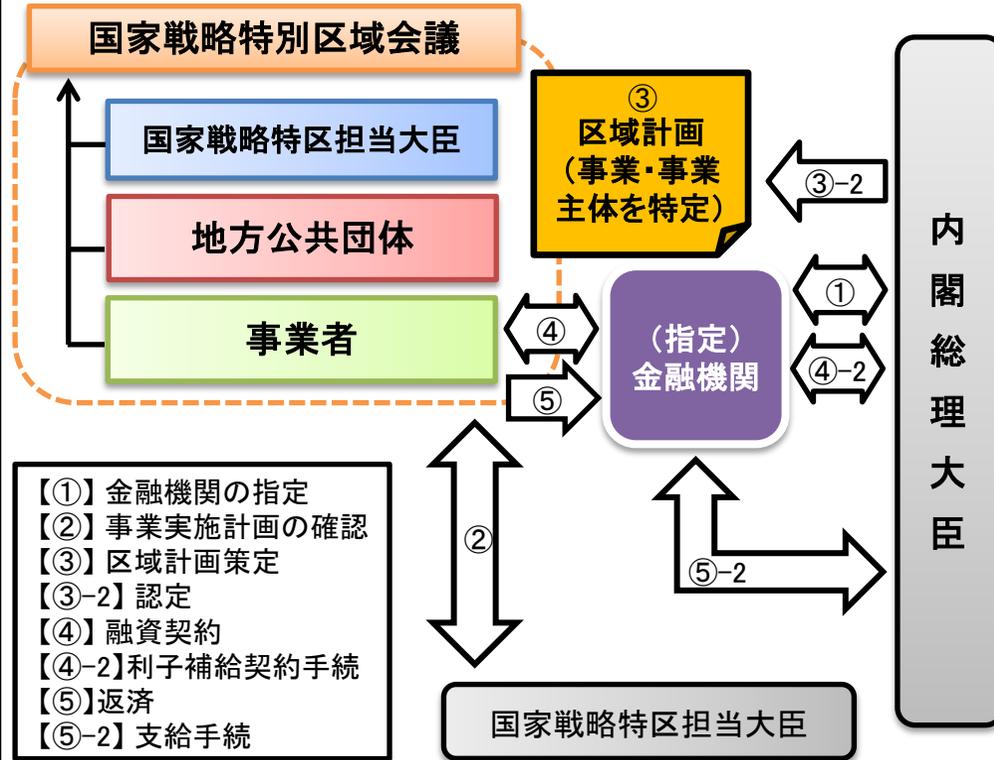
目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。

中小企業投資促進税制

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】
	<ul style="list-style-type: none"> ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	<ul style="list-style-type: none"> ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業経営強化税制

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用。

概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<u>生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備</u> ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ● 国内への投資であること ● 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	<u>投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備</u> ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備</u>		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>投資利益率が年平均7%以上</u> ● <u>売上高100億円超を目指すロードマップの作成</u> ● <u>売上高成長率年平均10%以上を目指す</u> ● <u>前年度売上高10億円超90億円未満</u> ● <u>最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</u> ● <u>賃上げ率2.5% OR 5.0%以上</u> 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

新ロードマップに基づく資源管理等高度化 促進事業

【令和7年度予算概算決定額 1,257 (1,268) 百万円】
うちデジタル庁計上 200 (125) 百万円

<対策のポイント>

改正漁業法の下、資源管理体制の構築を推進するため、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理・IQ管理の運用に必要な体制の強化、自主的な管理の強化等を行うとともに、国際資源の管理体制構築を推進します。

<事業目標>

資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t [令和4年度] → 444万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国内資源の管理体制構築促進事業

- ① 数量管理体制構築促進事業
 - ア 定置網漁業等における数量管理促進のための技術開発を支援します。
 - イ IQ管理の推進に向けた調査等の取組を支援します。
- ② 資源管理協定高度化推進事業
自主的な資源管理の体制の高度化のための資源管理協定の履行確認、取組の効果の検証に必要な経費等を支援します。
- ③ 遊漁資源管理システム構築事業
ア 適切なTAC管理体制を確立するため、遊漁による採捕量等を把握するための調査を実施します。また、特に厳しい管理が求められているクロマグロ遊漁について管理の高度化を図るため、必要なシステムの整備を行います。
イ 遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣を通じて、遊漁船業者・遊漁者に対する資源管理等の指導・周知啓発を支援します。

国内資源の管理体制構築促進

「TAC管理・IQ管理を強化」

数量管理のための技術の開発

- ・定置網漁業等の数量管理技術の開発を支援

IQ管理の推進に向けた調査等の取組

- ・大臣許可漁業における導入事例等を対象に、導入の効果や課題、改善点等を調査・分析する取組を支援

「遊漁採捕量等の把握・クロマグロ遊漁の管理高度化、遊漁者等への周知啓発」

- ・遊漁採捕量等の調査、遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣等を支援。

「自主的な管理を強化」

資源管理協定の高度化

- ・資源管理協定の着実な実施に加え、資源管理協定の取組の効果の検証のために必要な調査指導等を行い、自主的資源管理措置の高度化を支援

2. さけ・ます等栽培対象資源対策事業

- ① 環境変化に対応した増殖手法の改良や、広域種の資源造成効果向上を目指した都道府県間の連携体制構築の取組等を支援するとともに、新規栽培対象種の種苗生産・放流技術や標識応用技術の開発を行います。
- ② 放流種苗の大型化を目指したふ化放流の広域連携体制の構築や、河川間の連携により地域全体の放流効果を最大化するための取組を支援するとともに、放流後の減耗軽減に有効と考えられる大型種苗の飼育技術開発等を行います。

さけ・ます等栽培対象資源対策

広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流

- ・環境変化に対応した増殖手法の改良等の支援
- ・新規栽培対象種の種苗生産技術等を開発

さけ・ます類の回帰率向上

- ・ふ化放流の広域連携体制の構築の支援や大型種苗の飼育技術を開発

3. 国際資源の管理体制構築促進事業

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の国際管理資源の管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

国際資源の管理体制構築促進

- ・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
- ・VMSシステムによる操業管理、違法操業抑止・VMS故障警報装置の整備
- ・科学オブザーバーの配乗・電子モニタリングの実施・収集データの解析にかかる体制構築
- ・漁獲証明制度、DNA分析等による漁獲・輸入管理

【お問い合わせ先】

- (1 ①アの事業)
- (1 ①イ②の事業)
- (1 ③の事業)
- (2の事業)
- (3の事業)

- 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
- 漁獲監理官 (03-3502-8452)
- 管理調整課 (03-3502-7768)
- 栽培養殖課 (03-6744-2385)
- 国際課 (03-3501-3861)

<事業の流れ>



海の駅

➤ マリン事業の振興を図ることを目的に、プレジャーボート利用者のための「いつでも誰でも気軽に安心して立ち寄り、利用でき、憩える港」を「海の駅」として「海の駅ネットワーク」※が認定。

(認定要件は、ビジターバース及びトイレの設置、観光等の情報提供)

➤ 平成14年から認定を開始し、現在180駅 (R6年度末時点)

➤ 自治体や漁業関係者等と連携したイベント、海産物の販売、漁業体験等を行っている「海の駅」もある。

※海の駅ネットワーク

- 海の駅や海洋レジャーに関する情報発信、普及啓発等を目的とした任意団体。
- 事務局は (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会及び (公社)全国漁港漁場協会

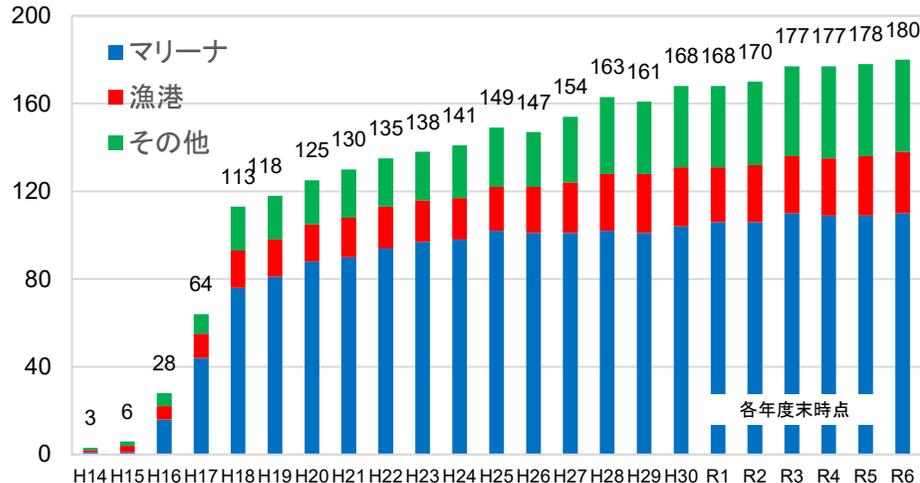


おたる海の駅
(小樽港マリーナ)

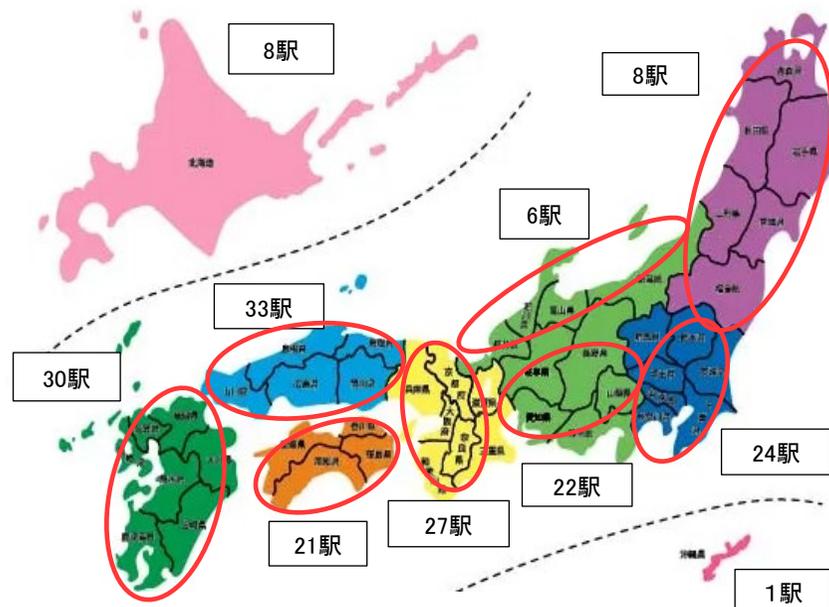


きよなん ほと海の駅
(千葉県・保田漁港)

「海の駅」の数



出典: 海の駅ネットワーク



浜の活力再生・成長促進交付金

【令和7年度予算概算決定額 1,952 (1,952) 百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組**を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

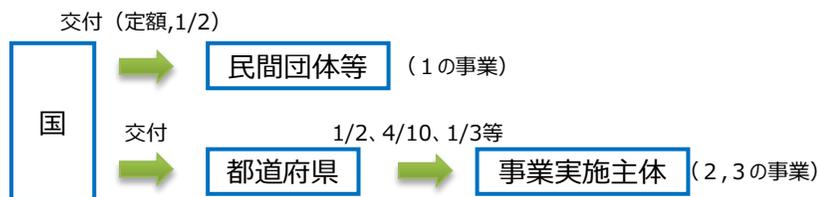
海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備**を支援します。

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）69

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和7年度予算概算決定額 780（780）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

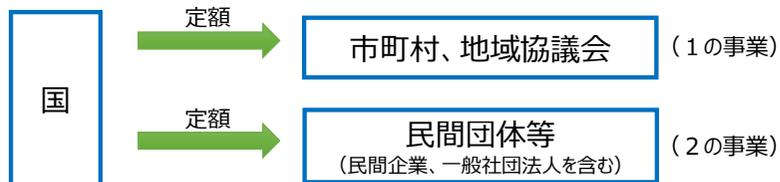
山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓**や**山村の価値・魅力の普及**のため、**バイヤー等との商談会や販売会**の開催、**情報発信**などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップ**の実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用したビジネス創出の支援

外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習

ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

② 山村振興セミナー支援

2. ①商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2498) 70

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

【令和7年度予算概算決定額 1,366 (1,452) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 721百万円)

<対策のポイント>

新たに気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応するため、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、漁業者等が行う藻場等の保全活動を重点的に支援します。また、モニタリングの強化、専門家の指導等により活動の実効性を確保します。

<事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加 [令和11年度まで]）
- 藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積 6,200ha [令和11年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

1. 環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場等の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定等の重点項目を設定）を重点的に支援します。併せて、モニタリングの強化、専門家の指導、PDCAサイクル等により活動の実効性を確保します。

ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記1及び2に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

<事業の流れ>



【見直しのポイント】

- ・第4期対策（令和8～12年度）を前倒して実施（令和7～11年度）
- ・漁場生産力の強化に資する「藻場等の保全」活動を強化し、将来的に持続可能な活動となるよう支援。

- ①「藻場・干潟ビジョン」、「磯焼け対策ガイドライン」、「沿岸漁場管理制度」等に基づいて実施する活動を優先的に支援
- ②新たな目標として「藻場の保全面積」を設定
- ③活動の実効性を確保するため、モニタリングの強化、専門家の派遣などの活動サポートの充実を図り、着実かつ効果的な活動となるよう支援



【PDCAサイクルによる活動の実効性の確保】



漁業構造改革総合対策事業のうち 先端的養殖モデル等への重点支援事業

【令和7年度予算概算決定額 1,189 (1,103) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 7,000百万円の内数)

<対策のポイント>

国が策定する養殖業成長産業化総合戦略やみどりの食料システム戦略を着実に実行し、国内外の需要を見据えた**養殖業の成長産業化**を実現するため、**大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取組を支援**します。

また、令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う**養殖生産用の資機材等の導入**を支援します。

<事業目標>

戦略的養殖品目の生産量の増加 (409千t [平成30年度] → 620千t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

養殖生産から流通に至る生産・販売体制を見直し、地域の養殖業の**収益性の向上**を図る改革計画の策定等を支援します。

2. 漁業構造改革推進事業 (養殖業成長産業化枠)

もうかる漁業の仕組みを活用して、**大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上の実証の取組を支援**します。

認定された養殖業改善計画または令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う養殖業再建計画に基づく**マーケットイン型養殖業等の実証に必要な資材・機材の導入費を養殖経営体・グループに支援**するとともに、養殖業成長産業化総合戦略に基づき、**マーケットイン型養殖業の実現に貢献する分野の開発・実証にか**かる取組や、**異業種分野との連携により収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出やビジネスモデルの実証等**を支援します。

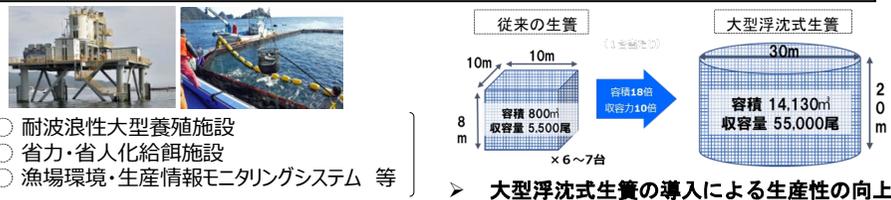
<事業イメージ>

先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

改革計画の策定

- 養殖業者や漁業協同組合、流通・加工業者、養殖用餌製造業者、行政等が一体となって地域の養殖業の改革計画を策定
- 改革計画は戦略的養殖成長産業化計画の重点化分野を優先的に採択

大規模沖合養殖システム



もうかる漁業創設支援事業の実施

- 漁業協同組合等が改革計画に基づく収益性向上等の実証事業を実施 (支援内容)
- 実証事業に必要な事業費 (償却費、人件費、餌代、種苗代等 養殖生産に必要な経費) を全額支援
- 事業費のうち4/5相当額は事業終了後、養殖生産物の販売代金で返還

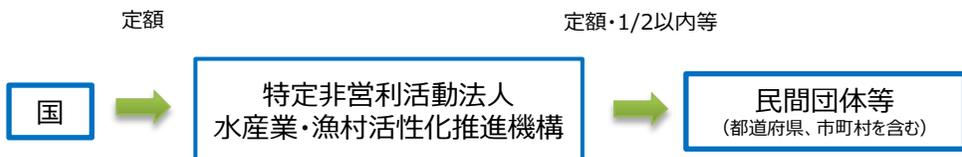
事業経費

1/5相当額

4/5相当額

養殖生産物の販売代金で返還

<事業の流れ>



マーケットイン型養殖業等実証事業



漁業構造改革総合対策事業のうち 先端的養殖モデル等への重点支援事業

【令和7年度予算概算決定額 1,189 (1,103) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 7,000百万円の内数)

<対策のポイント>

国が策定する養殖業成長産業化総合戦略やみどりの食料システム戦略を着実に実行し、国内外の需要を見据えた**養殖業の成長産業化**を実現するため、**大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取組を支援**します。

また、令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う**養殖生産用の資機材等の導入**を支援します。

<事業目標>

戦略的養殖品目の生産量の増加 (409千t [平成30年度] → 620千t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

養殖生産から流通に至る生産・販売体制を見直し、地域の養殖業の**収益性の向上を図る改革計画の策定等を支援**します。

2. 漁業構造改革推進事業 (養殖業成長産業化枠)

もうかる漁業の仕組みを活用して、**大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上の実証の取組を支援**します。

認定された養殖業改善計画または令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う養殖業再建計画に基づく**マーケットイン型養殖業等の実証に必要な資材・機材の導入費を養殖経営体・グループに支援**するとともに、養殖業成長産業化総合戦略に基づき、**マーケットイン型養殖業の実現に貢献する分野の開発・実証にかかる取組や、異業種分野との連携により収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出やビジネスモデルの実証等を支援**します。

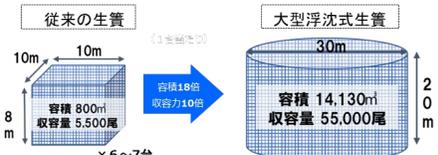
<事業イメージ>

先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

改革計画の策定

- 養殖業者や漁業協同組合、流通・加工業者、養殖用餌製造業者、行政等が一体となって地域の養殖業の改革計画を策定
- 改革計画は戦略的養殖成長産業化計画の重点化分野を優先的に採択

大規模沖合養殖システム



- 耐波浪性大型養殖施設
- 省力・省人化給餌施設
- 漁場環境・生産情報モニタリングシステム 等

大型浮沈式生簀の導入による生産性の向上

もうかる漁業創設支援事業の実施

- 漁業協同組合等が改革計画に基づく収益性向上等の実証事業を実施 (支援内容)
- 実証事業に必要な事業費 (償却費、人件費、餌代、種苗代等 養殖生産に必要な経費) を全額支援
- 事業費のうち4/5相当額は事業終了後、養殖生産物の販売代金で返還

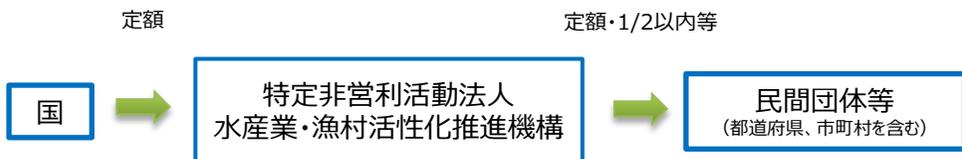
事業経費

1/5相当額

4/5相当額

養殖生産物の販売代金で返還

<事業の流れ>



マーケットイン型養殖業等実証事業

グ
ル
ー
プ
等
体

養殖業改善
計画の作成
養殖業再建
計画の作成

必要な資材・機材
の導入等

マーケットイン型
経営体の実現

漁業構造改革総合対策事業のうち 先端的養殖モデル等への重点支援事業

【令和7年度予算概算決定額 1,189 (1,103) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 7,000百万円の内数)

<対策のポイント>

国が策定する養殖業成長産業化総合戦略やみどりの食料システム戦略を着実に実行し、国内外の需要を見据えた**養殖業の成長産業化**を実現するため、**大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取組を支援**します。

また、令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う**養殖生産用の資機材等の導入**を支援します。

<事業目標>

戦略的養殖品目の生産量の増加 (409千t [平成30年度] → 620千t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

養殖生産から流通に至る生産・販売体制を見直し、地域の養殖業の**収益性の向上を図る改革計画の策定等を支援**します。

2. 漁業構造改革推進事業 (養殖業成長産業化枠)

もうかる漁業の仕組みを活用して、**大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上の実証の取組を支援**します。

認定された養殖業改善計画または令和6年能登半島地震で被災した養殖業者が行う養殖業再建計画に基づく**マーケットイン型養殖業等の実証に必要な資材・機材の導入費を養殖経営体・グループに支援**するとともに、養殖業成長産業化総合戦略に基づき、**マーケットイン型養殖業の実現に貢献する分野の開発・実証にかかる取組や、異業種分野との連携により収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出やビジネスモデルの実証等を支援**します。

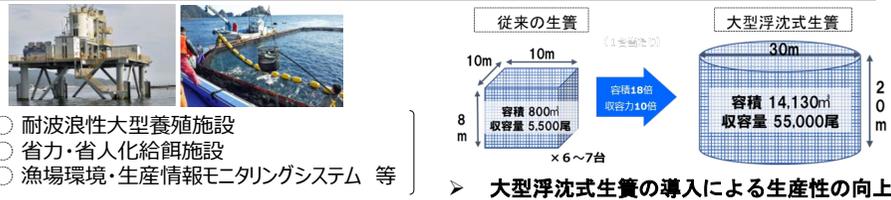
<事業イメージ>

先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

改革計画の策定

- 養殖業者や漁業協同組合、流通・加工業者、養殖用餌製造業者、行政等が一体となって地域の養殖業の改革計画を策定
- 改革計画は戦略的養殖成長産業化計画の重点化分野を優先的に採択

大規模沖合養殖システム



もうかる漁業創設支援事業の実施

- 漁業協同組合等が改革計画に基づく収益性向上等の実証事業を実施 (支援内容)
- 実証事業に必要な事業費 (償却費、人件費、餌代、種苗代等 養殖生産に必要な経費) を全額支援
- 事業費のうち4/5相当額は事業終了後、養殖生産物の販売代金で返還

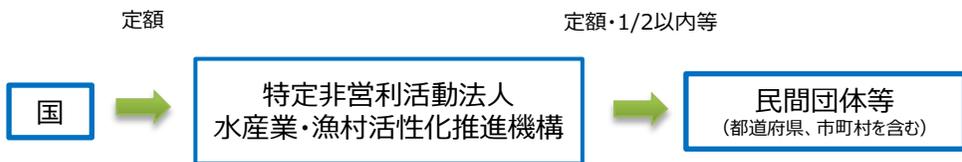
事業経費

1/5相当額

4/5相当額

養殖生産物の販売代金で返還

<事業の流れ>



マーケットイン型養殖業等実証事業



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業
（農泊推進型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】
 【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。

＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設**等の**整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② **農家民泊**等における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築



専門家の派遣・指導

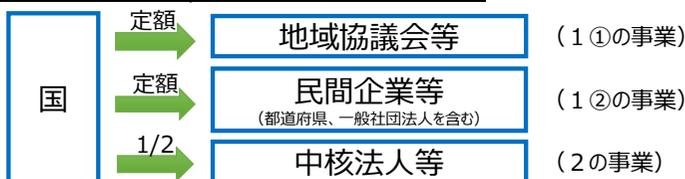


避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充事項

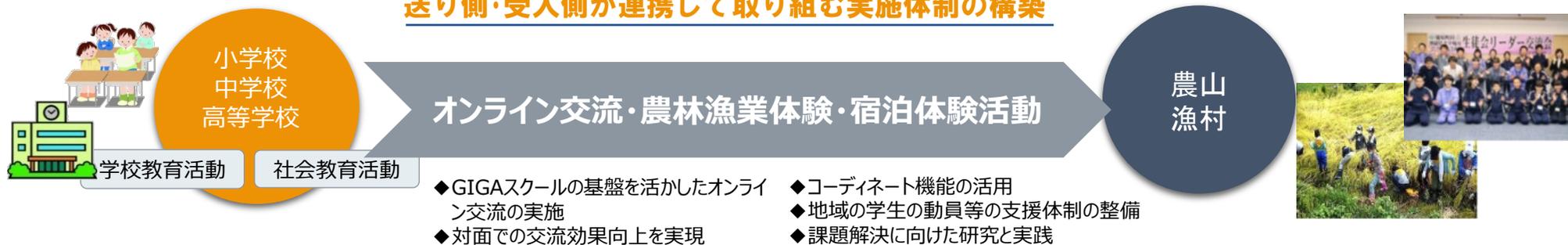
【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）75

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7当初予算額(案) : 18百万円
(R6当初予算額 : 18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費

関係人口創出・拡大のための対流促進事業

7年度概算決定額 **0.6億円**【うち要望額0.1億円】
(6年度予算額 0.7億円)

事業概要・目的

- 関係人口は、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在であり、関係人口が地域住民の共助の取組に参画していくことで、地域の内発的発展を誘発するとともに、関係人口による地域資源の掘り起こし・磨き上げを通して地域に付加価値が創出され、地域の活性化に繋がることが期待されます。
- 関係人口を創出・拡大するためには、地域住民をはじめとした受入れ側と都市部住民双方のニーズを十分に把握しながら丁寧なマッチングを行うことができる中間支援組織の存在が重要です。
- このため、本事業においては、
 - ①中間支援組織や地方公共団体が参加する官民連携協議会（かかわりラボ）の運営
 - ②中間支援組織による取組の伴走支援等に取り組みます。

事業イメージ・具体例

- ①**関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営**
全国フォーラムや現地研修会の開催、過年度モデル事業による中長期的な効果の発現状況の調査等を実施し、関係者への普及啓発を図るとともに、官民間の意見交換やマッチングを促進します。
- ②**中間支援組織による取組の伴走支援**
関係人口がデジタル技術も併用しながら地域と連携しつつ地域資源を活かして地域に付加価値を創出する姿を目指し、都市部住民と地域との中間支援を行う民間事業者等による取組の自走化を支援します。

【関係人口の取組例】



関係人口による空き家改修・新規農泊ツアー提案プログラムの実施
(株) Founding Base

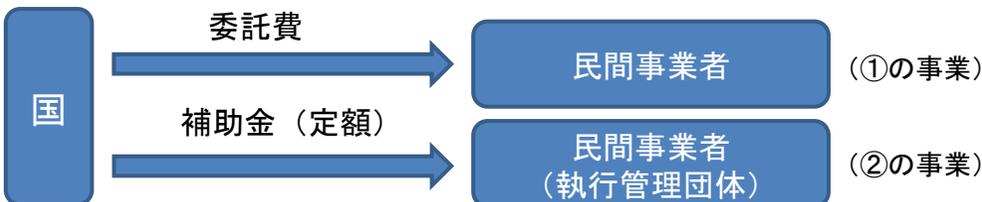


全国のクリエイターと地方を繋いだクラフトイベントの開催
(株) クリーマ



地域と都市部企業が連携した課題解決プログラムの実施
(一社) つながる地域づくり研究所

資金の流れ



期待される効果

中間支援組織による「関係人口が地域に付加価値を創出する」取組等を支援、普及啓発することで、地方への人の流れを生み出すとともに、にぎわいの創出や地域の取組を支える担い手の確保に貢献します。

現状・課題

文化遺産は、地域の人々の心のよりどころとして地域に活力を与える国民共有の財産であるが、過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退により保存維持の担い手が不足し、消失の危機にある。文化遺産が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難である。

一方で、地域の文化遺産は、地域文化の多様さ、豊かさを示すものであり、交流人口の増加など地域経済にも貢献することから、その積極的な活用が期待されている。このため、地域文化遺産を活用した取組を支援し、地域活性化を推進することが急務となっている。

事業内容

地域文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

<補助対象>

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

<補助金の額>

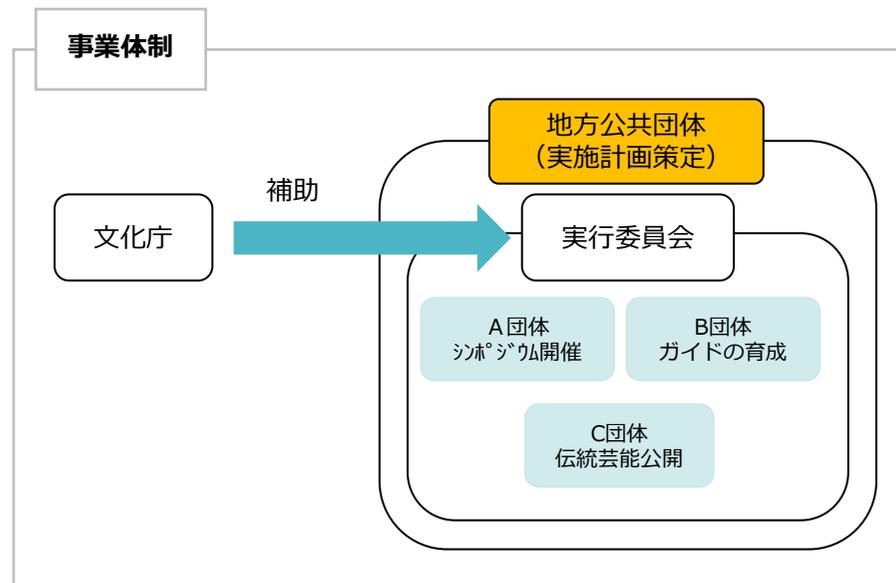
補助対象経費の85%が上限

件数・単価

約70件×5百万円程度

事業開始年度

令和元年度



民俗芸能大会の開催



ボランティアガイドの育成

アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への参加者数の増加

長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

離島活性化交付金事業(概要)

離島活性化交付金

令和7年度予算額:1,006百万円(前年度1,011百万円)

令和6年度補正予算額:250百万円(令和5年度補正予算額:250百万円)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体

◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの

◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体…予算の範囲内で各事業の1/3以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)

※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内

※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)

※産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業
(地方自治体毎に3事業まで。)

◆事業期間:原則として3年以内

◆成果目標:あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

・産業活性化事業

雇用の創出のための戦略産品開発

戦略産品(5品目まで)の輸送費支援

企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、
離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)

・定住誘引事業

U. I. Jターン希望者のための情報提供等

・流通効率化事業

コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等

・デジタル技術等新技術活用促進事業

ドローン、グリーンスローモビリティ、遠隔診療の導入等

・小規模離島等生活環境改善事業

買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

・離島における地域情報の発信

パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等

・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり

中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※

・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進

離島留学に関する支援(寄宿舍運営費・整備費等)、
離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

事業目的

- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの様々な体験活動を引き続き着実に支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援



（1）宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

（2）体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助

経済財政運営と改革の基本方針2024

（R6.6.21閣議決定）

『豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動（略）等を推進するとともに…』

教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

（R3.6.18閣議決定）

『子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターン基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	交通費、講師やコーディネーターの報酬・謝金など	補助割合	国 1 / 3

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

令和7年度予算額(案)
(前年度予算額)

71百万円
74百万円)



文部科学省

現状・課題

- 体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、自己肯定感や自律性、協調性、積極性等の非認知能力を育むためにも重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちの**リアルな体験不足に拍車がかかっている。体験活動に関心を示さない子供の割合も多く**、体験活動の効果や有用性を広めるための啓発が重要である。
- また、公的機関が行う自然体験活動に関する行事に参加しなかった理由として、保護者が**団体や行事などがあることを知らないから**との回答割合が多く、様々な団体等が提供している体験活動の情報発信を行い、普及していく必要がある。
- **国をはじめ多様な関係者が連携し、子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動を推進**する必要がある。

【経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)】

第3章 中期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(3) 公教育の再生・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

(略) **豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動**、読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進するとともに、(略)

【こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)】

第3 こども施策に関する重要事項

1. ライフステージを通じた重要事項

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(略) 年齢や発達の段階に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、**地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。**

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。



	事業名	詳細	件数・単価	対象
1	全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 【委託：継続 H23～】	青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。	1箇所×約11百万円 1箇所×約2百万円	青少年団体、企業、自治体等
2	青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業 【委託：継続 H25～】	青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。	1箇所×約9百万円	
3	教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業 【委託：継続 R3～】	長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。	4箇所×約6百万円	
4	青少年の体験活動推進企業表彰 【直轄：継続 H25～】	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。	-	

アウトプット(活動目標)

- ・体験活動を定着させるための普及啓発事業の実施。
- ・教育的効果の高い長期自然体験活動の実施。
- ・体験活動を実施した企業等に対する表彰の実施。

短期アウトカム(成果目標)

- ・体験活動に関心を示さない子供の減少。
- ・当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- ・応募企業数が直近3年の平均を上回る。

長期アウトカム(成果目標)

学校以外の自然体験活動に参加する子供の増加。

インパクト(国民・社会への影響)

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力(自己肯定感、自律性、協調性、積極性等)が育成される。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

「子どもゆめ基金」助成事業 (独立行政法人国立青少年教育振興機構)

趣旨 未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

- ① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
 - (ア) 子供を対象とする体験活動
 - 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
 - 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
 - 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など
 - (イ) 子供の体験活動を支援する活動
 - 子供の体験活動の指導者養成 など
 ※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外
- ② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成
- ③ 子供向け教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和6年度助成金の申請・採択状況 ※() 前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	4,525件 (660件)	3,899件 (677件)	16.6億円 (2.5億円)
うち、体験活動	4,065件 (579件)	3,500件 (599件)	14.6億円 (2.5億円)
うち、読書活動	434件 (82件)	389件 (80件)	1.3億円 (0億円)

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体の一次募集における限度額は、原則として上記限度額の2分の1とする
 ※二次募集の限度額は、全ての団体において、各活動規模の限度額の2分の1とする
 ※令和7年度より一次募集における1団体当たりの申請件数は、10件までとする

募集スケジュール (令和7年度)

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集 (申請期間終了)	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	○ 申請期間：令和6年10月1日～11月19日 ○ 交付決定：令和7年4月 (予定)
二次募集	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	○ 申請期間：令和7年5月1日～6月17日 ○ 交付決定：令和7年9月 (予定)

<対策のポイント>

水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、**魚食普及活動**や**消費者等に向けた情報発信**を支援します。

<政策目標>

魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人〔令和14年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 魚食普及活動の推進

国産水産物の学校給食への利用を促進する学校給食関係者を対象とした講習会の開催、学校等における魚食に係る指導に必要な教材の作成、体験型の魚食に関する出前・課外授業の開催を支援します。

2. 官民協働による水産物の消費拡大の取組の推進

「さかなの日」賛同メンバーの連携を図るための取組やFish-1グランプリ、ウェブサイト等による「さかなの日」賛同メンバーの取組、国産水産物の特性や魅力、水産物消費に係る消費者の負担感やマイナス特性を解消する情報の発信を支援します。

1. 魚食普及活動の推進

魚食に親しむ機会を作る



- ・給食関係者に対する講習会の開催
- ・栄養教諭等が活用する魚食指導教材作成
- ・体験型の魚食授業の開催

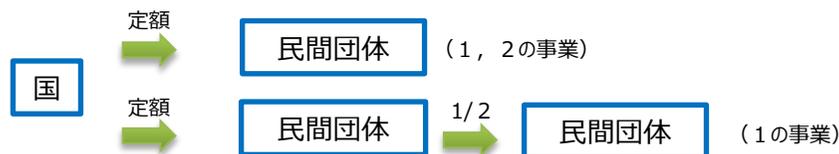
2. 官民協働による水産物の消費拡大の取組の推進

「さかな×サステナ」をコンセプトとする「さかなの日」等の官民協働による水産物消費拡大の取組の定着



- ・「さかなの日」賛同メンバーの取組の情報発信
- ・国産水産物の特性や魅力、水産物消費に係る消費者の負担感やマイナス特性を解消する情報の発信

<事業の流れ>



地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
 - ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
 - ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）

（2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

現状・課題

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定。
- 日本遺産については、令和2年6月の認定をもって104件。認定件数は当面の間、100件程度とするこれまでの認定方針を堅持。
- 令和3年度より、「候補地域」、「総括評価」の仕組みを導入。「日本遺産」全体の底上げ、ブランド力の維持、強化を図っている。
- 課題として、日本遺産の認知度向上・インバウンド誘致に向けたより一層の取組促進が認定地域からも求められているところ。

事業内容

【日本遺産魅力向上事業】：6.0億円

● 日本遺産モデル構築事業：3.7億円

有識者委員会できりとめられた日本遺産の課題や改善事項を踏まえた事業例に基づき、地域への経済波及を踏まえた戦略立案、受入体制の構築など総合的に取り組み、日本遺産による地方創生のモデル地域の構築・横展開を図るとともに、認定地域における情報発信について、専門家によるブランディング戦略、広報活動ツールの作成、民間事業者とのコーディネート等、日本遺産を活用した情報発信モデルを構築する。

件数・単価	1,500万円×11箇所(増進) 1,000万円×5箇所(発信)	交付先	協議会、DMO等
-------	-------------------------------------	-----	----------

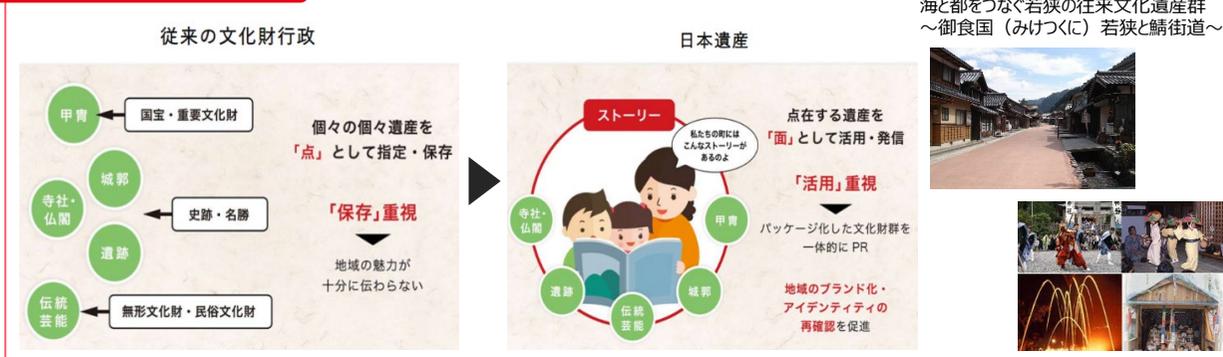
● 日本遺産情報発信事業：1.3億円

日本遺産ポータルサイト等のWEBサイトや動画サイト、SNS等、多様な媒体を活用し、日本遺産全体の広報・PRを国内外向けに実施する。

● 日本遺産ブランド力向上事業：1.0億円

日本遺産の日(2月13日)や日本遺産フェスティバル等の普及啓発イベントの開催による日本遺産の理解・誘客促進や、ツーリズムEXPOやJNTOと連携したWTM等の国内外の商談会への出展、日本遺産オフィシャルパートナーシップに係る取組等の実施により、認知度及びブランド力の向上を図る。

日本遺産とは



【地域文化財総合活用推進事業】：0.6億円

● 地域文化財総合活用推進事業(日本遺産等)：0.3億円

日本遺産の候補地域が、文化・伝統語るストーリー等を活用して、地域活性化や観光振興を推進する基盤的な取組に対して支援を実施。

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- 調査研究事業：旅行者(訪問予定者)の嗜好性調査等

件数・単価	1,000万円×3箇所	交付先	候補地域
-------	-------------	-----	------

● 日本遺産ゲートウェイ機能強化事業：0.3億円

地域の文化財を展示・活用する日本遺産センター・博物館等において、ストーリー理解を促し、地域のゲートウェイとして、展示改善、ワークショップ・体験事業の実施、地域を周遊するための案内に係る整備等を支援。

件数・単価	1,000万円×3箇所 (補助率1/2)	交付先	協議会、博物館等
-------	-------------------------	-----	----------

【審査経費等】：0.2億円

日本遺産の現地調査等に要する経費。

アウトプット(活動目標)

日本遺産認定地域の活性化に向けた支援件数

短期アウトカム(成果目標)

日本遺産の認知度割合(認知数/回答数)
 令和5年度 75% (目標値: 80%)

長期アウトカム(成果目標)

各日本遺産認定地域における観光入込客数の目標を達成した地域の割合(達成地域数/認定地域数)
 令和4年度 24.4% (目標値: 100%)

事業目的・背景・課題

- 日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、訪日旅行者に日本文化への理解を促進していくことが、我が国文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のために極めて重要。
- 一方、訪日旅行者の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力を十分に伝えられない状況。
- このため、日本遺産等の訪日旅行者が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

事業内容

- (1) 日本遺産等の便益施設や案内・解説設備等の整備、構成文化財等の活用促進整備（宿泊・体験施設等への改修・撤去）等
- (2) 日本遺産の構成文化財である建造物や美術工芸品（風俗慣習や民俗芸能・技術等に用いられる物品を含む。）、遺跡、景観地について、外観等を健全な状態に回復する工事や、カビの除去、剥落止め等の応急・緊急的な処置等を実施

※ このほか、構成文化財である祭礼等の伝統行事について、インバウンド向けの魅力向上の支援を検討

事業スキーム

事業形態：直接補助（補助率 1/2（事業者の財政状況（重点支援地域は補助率に10%加算）等により最大2/3まで高上げ）

補助対象：（1）地方公共団体、協議会、DMO等

（2）日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財の所有者等

事業期間：令和元年度～

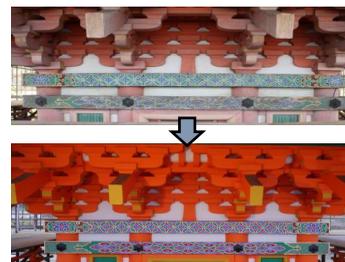
事業イメージ



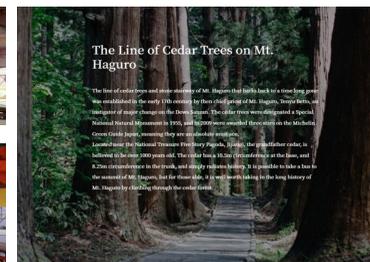
休憩所兼トイレの整備



拠点施設における機能強化



彩色の剥離・剥落した部分の補筆、漆塗部分の漆がけ



ストーリーの解説のための多言語Webページの整備